

## 平成 19 年第 7 回にかほ市議会定例会会議録（第 2 号）

### 1、本日の出席議員（ 23 名 ）

1 番	飯 尾 善 紀	2 番	佐々木 正 勝
3 番	市 川 雄 次	4 番	池 田 好 隆
5 番	宮 崎 信 一	6 番	佐 藤 文 昭
7 番	佐々木 正 明	9 番	伊 藤 知
10 番	加 藤 照 美	11 番	佐々木 弘 志
12 番	村 上 次 郎	13 番	菊 地 衛
14 番	佐々木 清 勝	15 番	榊 原 均
16 番	竹 内 賢	17 番	佐 藤 元
18 番	斎 藤 修 市	19 番	佐々木 平 嗣
20 番	池 田 甚 一	21 番	本 藤 敏 夫
22 番	佐々木 正 己	23 番	山 田 明
24 番	竹 内 睦 夫		

### 1、本日の欠席議員（ 1 名 ）

8 番 小 川 正 文

### 1、職務のため議場に出席した事務局職員は次のとおりである。

議 会 事 務 局 長 竹 内 享 一 局 長 補 佐 藤 谷 博 之  
 議 事 調 査 係 長 佐 藤 正 之 主 査 佐々木 美 佳

### 1、地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席した者は次のとおりである。

市 長 横 山 忠 長 副 市 長 横 山 昭  
 教 育 長 三 浦 博 企 業 管 理 者 佐々木 勝 利  
 総 務 部 長 佐 藤 好 文 健 康 福 祉 部 長 笹 森 和 雄  
 産 業 部 長 岩 井 敏 一 建 設 部 長 金 子 則 之  
 教 育 次 長 小 柳 伸 光 ガ ス 水 道 局 長 須 田 登 美 雄  
 消 防 長 中 津 博 行 総 務 部 総 務 課 長 齋 藤 隆 一  
 企 画 課 長 竹 内 規 悦 財 政 課 長 森 鉄 也  
 生 活 環 境 課 長 長 谷 山 良 農 林 課 長 阿 部 誠 一  
 農 漁 村 整 備 課 長 伊 藤 賢 二 商 工 課 長 森 孝 良  
 建 設 課 長 佐 藤 家 一 都 市 整 備 課 長 佐々木 義 明  
 教 育 委 員 会 総 務 課 長 阿 部 均 学 校 教 育 課 長 佐 藤 和 広

1、本日の議事日程は次のとおりである

議事日程第2号

平成19年9月7日(金曜日)午前10時開議

第1 一般質問

1、本日の会議に付した事件は次のとおりである。

議事日程第2号に同じ

午前10時00分 開議

議長(竹内睦夫君) ただいまの出席議員は23人です。定足数に達していますので、会議は成立します。これから本日の会議を開きます。

日程に入る前に報告します。地方自治法第121条の規定に基づく出席者は、お手元に配付のとおりです。

総務部長から発言を求められておりますので、これを許します。総務部長。

総務部長(佐藤好文君) おはようございます。市政報告の原稿に誤りがありましたので、おわび申し上げます。(該当箇所訂正済み)

配付しております正誤表のとおり訂正をお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。以上です。

議長(竹内睦夫君) それでは、改めて、日程第1、一般質問を行います。順次発言を許します。

初めに、2番佐々木正勝議員の一般質問を許します。2番佐々木正勝議員。

【2番(佐々木正勝君)登壇】

2番(佐々木正勝君) おはようございます。台風が大分心配ですけれども、予定どおり質問をさせていただきます。

まず最初に、住民サービス向上につながる権限移譲率について伺わせていただきます。

平成の大合併に伴い、県は、権限移譲推進プログラムを策定し、市町村に権限移譲を進めておりましたが、各市町村において受け入れ態勢に大きな開きがある状況であります。市町村への権限移譲の推進に関する条例では、平成16年12月24日付秋田県条例第71号、条例をここに公布するとあります。この目的の第1条に、この条例は地方分権が進展する中で、県と市町村の役割を見直し、移譲を推進することにより、市町村が自立的・主体的に個性豊かな地域づくりを展開しながら、県民に最も身近な市町村において総合的な行政サービスを受けることができるようにすることを目的とするとあります。

しかしながら、この権限移譲事務は2つのことが考えられると思います。1つは、県の行政改革

のために一部の事務を引き受けるという疑問点。もう一つは、その反面、にかほ市が目指す、夢ある豊かで元気なまちづくりのための必要な事務であるとも考えられます。

にかほ市における受け入れ済み事務の一覧、移譲年月日が平成 17 年 10 月 1 日以降を拝見しますと次のことが挙げられます。パッケージ名、福祉パッケージが 1 つの事務、長寿社会パッケージが 3 つの事務、子育てが 3 つの事務、衛生が 1 つの事務、農林水産業が 4 つの事務、商工業が 2 つの事務、経由事務が 5 つの事務。まちづくりパッケージが 11 の事務であります。

また、平成 19 年 4 月 1 日権限移譲受け入れ予定事務として次のようになっております。福祉パッケージが 2 つの事務、子育てが 2 つの事務、まちづくりが 2 つの事務、安全・安心が 6 つの事務となっております。私が当局からいただいた資料が春先でしたので、あえてここに 4 月以降を分類して記載しておりますので、その辺のところは御理解を願いたい。

県内の移譲割合を示す移譲率は、今年 10 月見込みで、最も高いのが羽後町の 75% に対して、最も低いのが大湯村・井川町の 4% で、全市町村の平均が 30% 弱で、各自治体によって権限移譲に対する意欲に温度差があるように感じられます。

そこで、総合的に住民サービスの向上につながる移譲事務について、にかほ市における現在の移譲率と今後新たに予定しているパッケージ、事務等について伺うものであります。

それでは、内容について若干伺います。

パッケージ名が農林水産業、事務名が鳥獣の捕獲等の許可に関して。根拠となる法令が鳥獣の捕獲及び狩猟の適正化に関する法律で、移譲年月日が平成 17 年 10 月 1 日となっております。この質問については、猿とか鹿とかイノシシとかカラスがほとんど対象になっておりますけれども、当にかほ市にとってはそんなに直接関係ありませんけれども、捕獲権限を市町村という位置づけで伺うものであります。

国では、市町村への権限移譲促進等有害鳥獣駆除の許可手続を進め、市町村の職員に対して狩猟免許等の資格を持たせ、被害防止に努めることを示しておりますが、当にかほ市職員の中で狩猟免許の資格を持っている人が何人おるでしょうか。もし資格を今後持たせる方向性があれば伺うものであります。

次に、今年 4 月以降移譲された「安全・安心パッケージ」の中で 3 点ほど伺いますが、冒頭で当局から資料をいただいたとお話ししましたが、当局からいただいたのがことしの春先で、その資料は「安心・安全」となっておりました。私が、合併前、金浦町からいただいた書類が、平成 14 年の 6 月にもらった資料があります。それは「安全・安心」であります。また、ほかのほうからもらった資料も「安全・安心」となっておりますけれども、当局の資料は「安心・安全」となっております。私はどちらでも結構なんですけれども、法令用語ですので、それを確認の上、後でお知らせ願いたいものだと思います。

それでは、事務名が「電気用品の販売事業を行う者からの報告の徴収」。ここでも「報告の徴収」とありますが、本来であれば「報告の義務」と記載すべきところですが、これも法令用語でそのまま記載しておりますので、御理解を願いたいと思います。法令が電気用品安全法であるが、どのような報告が求められているのか。また、現在の状況もお知らせください。

次に、事務名が「家庭用品の販売業者に対する表示の指示」。法令が家庭用品品質安全法であるが、「表示」とはどのようなものを示すのか、伺うものであります。

次に、事務名が「特定製品の販売事業を行う者からの報告の徴収」。法令が消費生活用品安全法であるが、特定製品とは、業者とはどのようなものを指すのか、伺うものであります。

次に、金浦地区に予定されている文化施設は、特定建築物として権限移譲事務「まちづくりパッケージ」または「農林業パッケージ」に区分して移譲事務として判断してもいいのか。

この質問については若干補足説明をしたいと思います。

今、文化施設が金浦地区に予定されております。金浦地区は、都市計画区域が昭和 44 年以来、変更なく現在まで来ております。しかしながら、ことしの春先に都市計画区域拡大予定として図面が素案として我々自治会に公表されました。まだ区域内が拡大したものが確定はしておりませんが、文化施設が建設までは当然確定なろうと思っております。そこで、確定済みとして伺うものであり、ここに書いてあるまちづくりパッケージの中に、事務名として「都市計画施設区域内における建設物建築の許可等」、また、農林水産業パッケージにも、それに関連するもろもろの事務名がありますので、移譲事務として判断していいのかどうかというものを伺うものであります。

次に、団塊世代の受け入れ態勢について伺うものであります。

私も団塊世代の 1 人として伺うものでございますけれども、今年 4 月から団塊世代 — 1947 年～1949 年生まれ — の大量定年退職が始まっております。全国的に地域活性化の好機ととらえ、受け入れ市町村との連携を強化する県がふえている状況であります。秋田県においても、拡充新規事業として秋田県定住促進事業を立ち上げております。主な内容を見ますと、県・市町村の相談窓口の設置、田舎暮らしセミナー、観光ツアー、ホームページ等情報発信等団塊世代の受け入れをめぐる自治体がますます強化する中で、当にかほとして地域活性化に向けた、何とかいい獲得方法がないのか伺うものであります。

最後になりますけれども、固定資産の取得について伺います。

現在、JA 秋田しんせい農業協同組合では、象潟駅前の倉庫の解体が計画されております。9 月 5 日、おととい、解体業者が入札で決定されました。それから、来週中にも解体が始まります。そこで、内容としては、購買資材の倉庫・肥料倉庫の解体であります。場所は駅前、にかほ市象潟町家ノ後 23 の 1、面積が 981 坪、そのうち建物が 176 坪あります。本地域は JR 象潟駅付近で面積が約 3,200 平米あり、将来のにかほ市にとって、例えば観光拠点の施設またはそれ以外のいわゆる多目的利用価値の立地条件が大変整っている場所でありますので、今後、20 年、30 年、50 年を見た場合、土地売却計画がなされた場合には取得を検討する課題があるかと思っておりますので、その辺のところも伺うものであります。

議長（竹内睦夫君） 答弁、市長。

【市長（横山忠長君）登壇】

市長（横山忠長君） おはようございます。きょうから一般質問、よろしくお願いたします。

それでは、初めに、権限移譲についてでございますが、にかほ市では、合併後の 17 年 10 月 1 日以降現在まで、県への経由事務を除きまして、対象 90 項目中、17 年度 8 項目、18 年度 14 項目、

19年度12項目の計34項目の受け入れを実施しておりまして、移譲率は37.8%となっております。現在、新たに受け入れを計画している権限はございませんが、今後、届け出事務の簡素化や、許可日数などの大幅な短縮により、総合的に住民サービスの向上につながる権限移譲については、今後とも積極的に受け入れをしてまいりたいと考えております。

次に、狩猟免許などについての御質問でございます。にかほ市に対しては、平成17年度に有害鳥獣捕獲許可事務の一部が権限移譲されております。秋田県内では、鳥獣の捕獲等が原則的に禁止されておりますので、捕獲を行う場合は県知事の許可が必要でございます。現在、鳥獣の捕獲等の許可に関する事務のうち、カルガモ、キジバト、カラスなど一部の鳥獣についての許可事務が権限移譲されております。しかしながら、全国的には、地域住民の高齢化や狩猟人口の減少などによりまして、有害鳥獣対策に対して十分な対策が打てない状況にございまして、自由民主党は8月23日、野生鳥獣による農林・漁業被害を防ぐため、議員立法による特別措置法案を秋の臨時国会に提出する方針で準備を進めているようでございます。

この内容の1つとしては、市町村が有害鳥獣被害防止計画を策定し、それに国や県が全面的に協力する仕組みづくりを目指すということが1つでございます。2つとして、高齢化などで狩猟人口が減ってきていることから、JAや市町村の職員を対策の担い手として明確化するというものが2つでございます。そして、最後の3つ目でございますが、知事が持つ有害鳥獣捕獲許可権限の移譲や、ライフル銃を所有するための要件を緩和するなどの規制緩和を進めるというふうな内容になっておりますが、現在、県としては、市町村の職員の狩猟免許取得については市町村の考え次第だというふうな話でございます。御質問の内容については、現在、にかほ市の職員では免許を所持しているものは2名でございます。2名でございますが、市としては、現在、職員に対して新たな狩猟免許を取得させるという考え方は持ってはおりません。ただ、有害鳥獣の駆除については、現在、にかほ市内に免許を取得している方が49名おりますので、こうした方々の協力を得ながら、今後の有害鳥獣の駆除については対応してまいりたいと、そのように考えているところでございます。

次に、団塊世代の受け入れ態勢でございます。

御承知のとおり、にかほ市の人口は、平成17年の国勢調査で2万8,972人で、総合発展計画においても、にかほ市の将来人口は、平成23年には2万7,535人、率にして5%の減、平成28年には2万6,024人と、10年間で2,948人少なく、率で10%の減と今の状況では推測をしているところでございます。

総合発展計画にもありますように、人口の減に歯どめをかけるためには、魅力あるまちづくりや産業集積等を生かした競争力のある産業づくり、あるいは独創的な新産業を創出し、雇用環境の改善を図ることが必要と思われませんが、なかなか難しい課題でもございます。しかし、ようやく景気も回復しておりますので、このにかほ市内でも、地元企業を中心にしながら、雇用拡大の基調でございますので、大きな期待を寄せているところでございます。

そこで、御質問にありますように、団塊世代の定年退職が既に始まっております。この方々は、社会経験が豊富で、技能もある熟年の方々でございますので、こうした方々を県内外から迎え入れ、そして地域の活性化を図っていきたいとは考えているところでございます。そのためには、そ

それぞれのニーズに合った受け入れ態勢を構築して情報を提供していかなければなりません、団塊の世代に限らず、将来にわたって定住を促進するためには、市内の空き家や宅地を活用できないか、あるいは農地や就業環境はどうか、定住するための条件を選択できるような情報を提供していかなければなりません。

市では、まず、できることからとして、数年前に都会からにかほ市に定住している方から、ここに住むきっかけや体験談、定住を希望する方が行政に何を望んでいるのか直接お話を聞き、それを市のホームページや、国土交通省で開設しております定住促進情報「ふるさとサーチ」というサイトにも紹介をしているところでございます。

なお、空き家については、地権者との利害関係が生じることから慎重に調査を進めておりますが、今後、広報やホームページ上でも空き家についての情報提供を求めていきたいと考えているところでございます。いずれにしましても、地権者等の承諾を得た段階で、必要とする情報を公開してまいりたいと思います。

また、県が立ち上げました秋田県定住促進協議会にも加盟しております。この協議会は、秋田県の人口減少の緩和と地域の活性化を図るために、官民が連携し、協力して、多様な居住・交流サービスを提供し、都市から県内への定住・交流の促進を図ろうというねらいのものでございます。協議会は、県内の市町村や観光連盟、商工会議所など 40 団体が加盟しているもので、この 8 月に設立したばかりでございます。今後、団塊の世代やUJイターンの促進に向けて、多様な定住・交流サービスなどが秋田県定住促進協議会と情報を共有しながら、定住の促進を図ってまいりたいと考えているところでございます。

次に、象潟駅前の固定資産取得についてでございます。

今、質問にありましたが、JA秋田しんせい農協の所有地が、これは米倉庫も入っていると思いますが、4筆で、あの周辺には約4,780平米、坪数にして1,450坪、JAの所有地があそこがございます。そして、周辺市街地の空洞化などによって相当数の未利用地もございます。象潟駅前周辺というのは、象潟地区の顔とも言うべきところでございますので、構想にあります象潟駅の改築、あるいは東西の連絡道路の整備などを含めて再開発することは、重要なこれからの課題であると、そのように考えているところでございます。

今回、JA秋田しんせい農協が所有する倉庫を解体する計画でございますが、その跡地を取得する考えがないかとの御質問でございます。市としては、現在この地区の具体的な再開発計画は持っておりませんが、今後、先ほど申し上げましたように、大きな課題でございますので、民間資本の投入なども含めて構想を練ってまいりたいと、そのように考えておりますし、その上で跡地を市が取得するかしないかの結論を出してまいりたいと考えているところでございます。

他の質問については担当の部課長がお答えしますので、ひとつよろしくお願いをいたします。

議長（竹内睦夫君） 市長の答弁が終わったところで1つ訂正させていただきます。

先ほど冒頭申し上げました121条に基づく出席者がお手元に配付のとおりです。このところで、公民館長がきょう公務のため欠席しておりますので、御訂正をお願いしたいと思います。

答弁、生活環境課長。

生活環境課長（長谷山良君） 御質問の安全・安心パッケージの電気用品安全法でどのような報告が求められているのか、また、現在の状況についてであります。電気用品安全法第 45 条第 1 項に、「電気用品の製造、輸入若しくは販売の事業を行う者に対し、その業務に関し報告をさせることができる」と定め、「この法律の施行に必要な限度において、国内登録検査機関に対し、その業務又は経理の状況に関し報告をさせることができる」と定めております。販売業者からの報告事項は、電気用品の種類、数量、保管または販売の場所、販売先及び主たる販売先に関する事項、その他業務に関する事項となっております。にかほ市では特に問題となっている販売業者はいないことから、報告はございません。

次に、表示はどのようなものを示すのかという御質問に対してお答えいたします。家庭用品品質表示法第 3 条に、対象品目として指定されたものには統一した表示のあり方が定められており、商品の成分、性能、用途、取り扱い上の注意など表示すべき事項と、その表示する上で表示する者が守らなければならない事項が品目ごとに定められております。これによって消費者が商品の購入する際に適切な情報提供を受けることができるようになっているものでございます。

次に、特定製品名及び業者とはどのような業者をいうのかというものについてであります。国による規制で、消費生活用製品の中で、その構造、材質などから見て一般消費者の生命又は身体に対して特に危害を及ぼすおそれが多いと認められるものについては特定製品として指定しております。

特定製品は、事業者が国に一定の事項を届ければ、自社の検査により、丸印の P S マーク — 特定製品マーク — を表示できる品目となっております。対象製品は、家庭用の圧力なべ・圧力がま、乗車用ヘルメット、登山用ロープで、特定製品のうち、その製造または輸入の事業を行う者のうち、一般消費者の生命または身体に対する危害の発生を防止するため必要な品質の確保が十分でない者がいると認められる製品は特別特定製品として指定し、事業者自身の検査による安全確保に加え、第三者検査機関による適合性検査を義務づけられております。対象製品は、乳幼児用ベッド、携帯用レーザ応用装置、いわゆるレーザーポインター、浴室用温水循環器 — ジェット噴流バス等で、ひし形印の P S マーク — 特別特定製品マークを表示できる品物であります。業者はこれらを販売している業者であります。消費生活用製品安全法では、安全基準に適合する旨の表示、P S マークが表示されるもの以外の特定製品の販売を禁止しております。以上であります。

議長（竹内睦夫君） 答弁、建設部長。

建設部長（金子則之君） 文化施設は特定建築物として権限移譲事務か、また、都市計画区域内の文化施設建設についての権限移譲事務は、とのことではありますが、文化施設は、不特定かつ多数の者が利用する建築物でありますので、高齢者、身体障害者などが円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律、通称ハートビル法で定義されている特別特定建築物に該当いたします。権限移譲事務は、都市計画区域内における開発行為の許可など 18 の事務がまちづくりパッケージとしてまとめられ、にかほ市には、そのパッケージ中、13 の事務が移譲されております。それには特定建築物に関する事務処理は含まれておりませんので、従来どおり県の由利地域振興局建築

課で取り扱うこととなります。

また、建築物を建設する場合で都市計画区域内で土地の形状の変更を伴う開発行為は、都市計画法の規定により、開発行為の許可申請が必要であります。権限移譲事務のまちづくりパッケージの中で、都市計画区域内における開発行為の許可事務について、平成 18 年 10 月に移譲を受けております。今まで行政が開発する場合においては申請等不要でありましたけれども、11 月からは開発行為の申請についても必要とされております。所管する課は市の建設部の都市整備課になります。以上でございます。

議長（竹内睦夫君） 2 番佐々木正勝議員。

2 番（佐々木正勝君） 最初、冒頭で当局からいただいた資料が「安心・安全」、それから、私が報告した中では「安全・安心」という、まあどっちでもいいわけですが、法令用語ですので若干確かめたいわけですが、まずそれから。どっちが本当なんでしょうか。

議長（竹内睦夫君） 答弁、生活環境課長。

生活環境課長（長谷山良君） 用語についてであります。「安全・安心」が適当だと思っております。

議長（竹内睦夫君） 2 番佐々木正勝議員。

2 番（佐々木正勝君） わかりました。

そこで、今、市長から 34 項目、37.8%という権限移譲率と報告がありました。このパーセントについては高い低いはとやかく言うわけではございませんので、高くなれば職員の事務量がふえると、このように認識するわけなんですけれども、ただ、あまり低くとも、これもまた各 25 市町村で比較になりますので、そこで伺いますが、県と一部市町村が研究会と申しますが、勉強会というものを持ち上げているはずなんですけれども、当にかほ市はそれに入っておりますか。まずそれをお聞きします。

議長（竹内睦夫君） 答弁、総務部長。

総務部長（佐藤好文君） お答えします。今の研究会には、にかほ市は入っておりません。

議長（竹内睦夫君） 2 番佐々木正勝議員。

2 番（佐々木正勝君） わかりました。

そこで、この 18 年度の決算書を見ましても若干わかるのですが、県から事務移譲されますと、いわゆる委託金、もしくは交付金ですか。18 年度の決算では県からの支出金の中の委託金という形で事務移譲がされていますよね。その中で、大体は移譲された部分の金額はわかるんですが、この事務名によって、各 25 市町村、これは記入単価というのは一律なのか、それとも、市と県とのこの事務関係でいろんな、同じ事務名でも単価が違うのか。

それと、またこういうことを聞くのはあれですが、18 年度の決算を見れば委託金が若干わかります。ただ、我々いかに議員であっても、18 年度の決算すべて適用からわかるということは不可能ですので、18 年度決算書が出た段階で事務移譲された部分、概略で結構です。あとは細かい点は委員会で質問いたしますので、18 年度で事務移譲された部分だけでも幾らぐらいあるのか、それだけまずお伺いします。



議長（竹内睦夫君） 答弁、総務部長。

総務部長（佐藤好文君） 権限移譲に対する交付金については、県のほうで一定の算定基準に基づいて県内の各市町村にそれぞれの事務によって交付されているということでございます。

それから、18年度の、最初に委託金の概要について御説明いたします。委託金の総額としては121万4,000円。そのうち事務移譲については59万9,000円、経由事務については64万2,000円となっております。権限移譲の事務の件数としては、権限移譲事務として59件、経由事務の合計として274件となっております。

それで、それぞれのその具体的な事務の内容について大きなところということでございましたが、私の今、手元に資料あるところで件数の多いものを御説明いたしますと、鳥獣の捕獲等の許可に関する従事者への交付が35件、それから経由事務としては確認申請の受理が230件、これが一番大きな事務となっております。それぞれ各項目にわたってありますけれども、それについては今言ったとおり委員会等で御確認をお願いしたいと思います。以上です。

議長（竹内睦夫君） 2番佐々木正勝議員。

2番（佐々木正勝君） 冒頭質問した事項はほとんど伺いました。文化施設のもろもろの件も伺いましたけれども、そこで、今、若干確認といたしますか、質問といたしますか、若干そこを伺うわけですけれども、大変、私、今、心配している件が1件ございます。というのは、皆さん御承知のとおり、間もなく国体が始まります。国体が始まりますと、TDK総合スポーツセンターから西側の7号線、一本道路の片側がいわゆる緑地帯となっております。今まで、去年、おとし、さきおとしもあそこに、道路ではないんですけれども、車がいつもとまって、あそこで一回車が落ちた経緯もあります。

そこで若干伺うわけですけれども、まだ、今冒頭お話ししたとおり、金浦地区の都市計画区域が確定されておりません。確定されますと、今私が言った、あそこ緑地帯も都市計画区域内に入ります。それで、例外扱いとは言いませんけれども、多分市長も今そこでパッケージあると思いますけれども、パッケージ名でまちづくりパッケージ、事務名がー都市計画区内と確定した場合です。事務名が都市計画区域内における路外駐車場の設置及び届け出受理とあります。となれば、例えば、確定していれば、あそこを仮の駐車場扱いとしても定かではない。いわゆる今の状態は確定されておりませんが、しかし、拡大の計画には入っている。ですから、もし万が一、駐車場のスペースが足りないのが今からわかっておりますから、何とかして例外扱いでもいいですから、あそこ緑地帯を駐車場扱いにできないものか。もし万が一、車の事故、人身事故が起きた場合、必ず、もし、あそこやめても必ず車はとまります。だとすれば、今から手を打つべきではないかと思っておりますけれども、その見解のほうは。

ましてや、これ、移譲された年月日が平成18年10月1日付で今言った事務名が移譲されておりますので、その辺のところ、もし、今のところ返答できなければそれで結構です。今のわかる範囲で。ただ、当局と私の話が見解が違えばそれまでなんですけれども、大変懸念される心配事項があります。あと1ヵ月を切りました。その辺のところお聞きしたいと思いますけれども。

議長（竹内睦夫君） 答弁、建設部長。

建設部長（金子則之君） 権限移譲事務のまちづくりパッケージの中の8番には、都市計画区域内における路外駐車場の設置の届け出の受理というふうにあります。これは、駐車場法第12条に基づくものでありますけれども、仮に拡大して — 都市計画区域になったとすればですが — 都市計画区域内における駐車供用面積が500平米以上の有料駐車場を設置する場合の届けの受理の事務手続であります。それで、路外駐車場と、こうなりますので、「路外」でありますから、通常のみちの中に大きな有料の駐車場をつくるとか、そういうふうなものでありますので、道路関係のものとはちょっと違うかと思えます。

ただ、今のお話のところについては、TDKスポーツセンターの入り口の付近から、石碑のあるところ付近から、田んぼの中の黒川に行く道路についてであります。大変、歩道もあって、それから — 歩道といいましょうか、大変広い道になっております。花壇がありまして、歩道部分も含めて幅5メートルぐらい。外測線から見ますと5メートルぐらいあります。何かTDKのスポーツセンターで行事なんかありますと、そこに頭から入れて駐車しておるといふふうにも聞いております。

そのようなところで、現状につきましてはそのような状況でありますけれども、歩道というふうなことも見受けられると思えます。当時といたしましては、農業関係の補助金で緑地としてつくったというふうなことでありますけれども、現状から見ますと、道路の歩道というふうに売られるというふうなことであります。道路台帳についても道路として取り扱っているわけでもありますけれども、これから国体すぐ始まりますけれども、期間中、駐車、大腕を振ってできるのかどうか、警察のほうと相談したほうがいいのか、それとも現状のままで利用したほうがいいのか、その辺を検討してみたいと思えます。

議長（竹内睦夫君） 2番佐々木正勝議員。

2番（佐々木正勝君） 大変ありがとうございます。もし、あそこ、緑地帯が駐車場とならない場合、あそこら辺の農道及び市道、そこに車がとまります。9月の終わりから10月に入りますと、農家の方々が排水の工事、それから砂利面の整備などに入りますので、車を置かれますと、今度は苦情が出てきます。その辺のところも検討いただきたい。お願いいたします。

それから、市長の答弁で、固定資産の取得。私は、これ、3,200。市長の答弁では4,000弱あると言ったけれども、まあそれはこれでいいんですけれども、この質問に関しては農協本所から許可をいただいて質問しております。本所から許可をいただいて質問しておりますので、これは堂々と質問したつもりですけれども、ただ、先ほど私が言いました50年後を考えた場合、やはり横山市長には今のところを判断して前向きな考え方をお願いしたいと思います。

最後に、団塊世代について若干伺いますが、退職金や年金が団塊世代で大体50兆円と言われております。まあ人の金を当てにして、私、質問するわけでないんですけれども、さきの7月24日から8月1日までのいわゆる横浜FCのキャンプを招致しましたよね。あの中で、なぜあそこを招致したかという理由づけが3点ほどありましたよね。その1点の中に、交流人口の拡大というのをうたっております。

それで、もろもろの新聞を見ますと、市長の答弁もありましたけれども、期間中の入った数です

けれども、当初6,000人しか入らないと予想していたんだけど1万7,590人入ったと。経済効果も、きのう、おとといの市長の報告でありましたけれども、新聞では3,000万円から5,000万円ぐらいあったんだろうとうたっております。

それで、その新聞の中では、今後、にかほ市の観光振興に4年後、これも当然我々知っているけれども、交流人口は300万、宿泊数30万の目標。しかし、簡単にはいかない。今の横浜FCがこれほど成功したということは、実行委員会初め市が全力を挙げたと。いわゆる山を動かした。キャンプするために山を動かしたからこのような成果が出たと、こうなります。今、団塊世代の中でも、空き家の提供、ホームページ、それから定住の紹介、情報、もろもろあります。わかります。ですが、この団塊世代を動かす場合、そればかりでなく、やはりにかほ市独特のもの、キャンプが成功したように何かの国体のイベントだけでなく、何かやはり動かす方向づけをじっくり検討すべきでないかと思えますけれども、最後に、もしそれ以上のことないとなればいいんですけども、最後にその辺のところを伺って終わりたいと思います。

議長（竹内睦夫君） 答弁、市長。

市長（横山忠長君） まず初めに、象潟駅前周辺、これについては、いろいろな構想の中にも駅の建てかえ、あるいは東西の連絡通路の整備というふうな形で掲げておりますので、具体的な形になるにはある程度時間はかかると思いますが、来年度あたりからその構想を練ってまいりたいというふうに思っております。その中でやっぱり行政ですべてやるということは限度がございますから、いかに民活を入れていくか、これも当然考えていかなければならないと思います。そういったことも含めまして、来年度あたりから構想を固めてまいりたいと思います。

それから、団塊の世代、何かいい方法があれば一番いいんですけども、私も去年から一ことしもやりましたが、地元の各企業を回っております。業績を聞いたり、あるいはこれからの雇用はどうなるのかということを知ったり、あるいは行政に対する要望なんかはないかということを知りながら企業訪問しておりますが、その中であるのが、やはり熟練した技術者が欲しい。それから、すごく経験のある総務畑、この人材も欲しいという話がよく聞かれます。そういうことで、これから具体的な形として練りたいのは、工業振興会などと連携をしながら、にかほ市独自で、団塊の世代も含めて、Uターン、あるいはJターン、そういう方々と首都圏あたりで企業と懇談する場をつくれなかと。こういう形の中で人材をこっちに持ってこられないかということも今、考えている最中でございます。こうしたことも含めて団塊の世代誘致も少し力になるのではないかと考えておりますので、これからはいろいろ工夫をしながら取り組んでまいりたいと思います。

議長（竹内睦夫君） これで2番佐々木正勝議員の一般質問を終わります。

所用のため11時まで休憩します。

午前10時50分 休憩

午前11時00分 再開

議長（竹内睦夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、21 番本藤敏夫議員の一般質問を許します。21 番本藤敏夫議員。

【21 番（本藤敏夫君）登壇】

21 番（本藤敏夫君） 台風 9 号もばかに静かになって、これも被害のないことを願っている者の一人であります。

通告に際し、その順番どおり一般質問させていただきます。

3 月定例議会に引き続き本件に関し質問いたします。具体的な御回答をいただければありがたいと思います。

なお、議会の中に特別委員会も設置されておりますし、今後、詳細な協議の内容の報告等もあるかと思しますので、本件については一般質問、これがあるいは最後になるかもしれませんが、そういう意味でも具体的な御回答を願うものであります。

最初に、総合文化施設整備の基本構想についてお伺いいたします。

これまでの市のほうの答弁で、11 月には本事業の本申請をやるというふうに聞いておりますので、これまでの諸調査で、市として、これからどのような文化施設機能を立ち上げるのかということが第 1 点であります。

第 2 点、これまでの説明の中で音楽ホール機能を考えていることは答弁で知ることができます。しかし、この音楽ホール機能的なもの以外にどのような機能を併設していく考えがあるのか。仮に音楽ホール的な単独機能を指しているとするれば、市の活性化には、さほど役立たないと思いますが、市長の見解をお聞きいたしたいと思えます。

これまでの答弁を聞いておりますと、1,200 人規模ぐらいから、現在 700 人規模ぐらいにダウンされている答弁の内容であります。しかも、答弁内容を見てみますと、庄内町の「響」という音楽ホール — あれは単独ホールですが — をなんか指しているような気がいたしますが、行事がなければ人も通らないという、そういう施設では活性化にはつながりにくいと思えますので、併設する機能がどのような機能があるのか。

それから、検討委員会の答申の内容を聞いてみますと、あるいは見てみますと、そのすべての機能を充実させるとすれば、30 億や 40 億ではとても間に合わないような答申内容になっております。そういうような観点から、 をお聞きするわけであります。

次に、3 番であります。3 月議会においての答弁で、「小規模な催しだけでなく、より高度な文化芸術、大規模な舞台装置を使った演劇、超一流のアーティストの招聘、国内外からの超一流のアーティストの招聘」などとの御回答をいただいております。しかし、こうしたことを自主事業として行うとすれば、かなりの負担が伴うことは、県内外のこうした文化施設の例で十分わかっております。文化のレベルアップをするに、そうした考え方については賛同するものでありますけれども、それがどこまでやれるのか。財政的なこともかつて一般質問でお聞きいたしましたが、それは現在の社会情勢を前提としたものであり、やはり不安が残るところであります。そういうことで、市として文化程度を高めるため、レベルアップを図るためにどのような覚悟でこうしたことをやっていく考えを持っているのかということをお聞きしたいわけであります。

次は、4点、国・県の財政の緊迫化、それに伴い、全国的な自然災害が非常に多くなっております。気象庁では、これまでにない判断に苦しむ現象が起きていると報道されております。8月21、22日のにかほの集中豪雨による被害。これも被害に遭った人方に聞きますと、何十年来このような状況は見たことがないと言われております。必然的に全国的な自然災害の被害が大きくなればなるほど、国や県の財源にしわ寄せが来るわけであります。合併特例債等を使ったまちづくり事業であるかもしれませんが、そうしたことを考えますと、将来、財政的な心配をするのは私だけではないと思います。

3月の答弁で、市長は次のように答えております。「今後、地方交付税などの大幅削減などの場合は、これまでの計画－いわゆる合併協定事項を含め－これまでの計画を見直す必要がある」というふうに答えております。しかし、本事業、金浦地域の活性化事業の目玉商品と言われる文化施設事業、これのコンサルの計画どおり進めれば約64億ほどかかるという見通しも報告されております。

そういうような意味で、今、にかほ市にとって必要な事業は何なのか。果たしてこの30億近い、あるいはそれ以上の経費を投じてこの事業をやるよりは、もっと生活に身近な、住民の望んでいるいろいろな恒久対策、棚上げされている事業を優先するなどの考慮も必要じゃないかと。この事業をやることによって、今必要とされて実施計画に盛られているものが縮小されるということになれば、それだけ市民の不利益につながるものだと思いますので、そこら辺をお考え方をお聞きしたいと思います。

次に、市長または教育長ということで通告してありますが、仁賀保中学校改築に対するこれまでの経緯と今後について。事業は進められております。国・県との事業協議の経緯、これを採択の見通し、それをお聞きいたします。

に、釜ヶ台中学校の統合についてであります。検討委員会の報告書をいただいておりますので、それによりますと、仁賀保中と釜ヶ台中、合併をするという方向で検討中という報告内容になっていたかに思います。そういうようなことで、その統合についての方向、子供たちの通学体系等を含めてお知らせいただきたい。

釜ヶ台の小中学校は、御承知のとおり併設校であります。現在の在籍を見ますと、釜ヶ台小学校が16人、釜ヶ台中学校在籍が11人。これは「にかほの教育」という冊子による数字であります。中学校が統合された場合、小学生生徒在籍16名の学校、多分それ以下になる可能性もあるかと思えます。そうした場合、この検討委員会では1つの小学校については触れておりません。がしかし、釜ヶ台小中学校は併設校でありますから、学校経営という面で中学校の統合を検討されるのであれば、当然、今の段階では小学校の統廃合についても検討されているべき時期ではないかなと、こう思いますので、この点をお聞きいたします。

最後に、市長または農業委員会ということで通告してございます。耕作放棄農地の現状についてであります。

農業者の高齢化、あるいは農業離れ、そうしたことが要因になってか、耕作放棄地がふえているように見受けられます。行政では、その現状についてどの程度把握しているのか。把握していると

したら、その現状と将来の対策についてお伺いしたいわけであります。

話によりますと、仁賀保で 50 ヘクタール以上、象潟で 100 ヘクタール以上の耕作放棄地が確認されているやに聞いております。水路の問題等々大きな問題が残りますので、この点についてお伺いをいたします。

なお、答弁に対しては自席で質問をさせていただきます。御回答よろしく申し上げます。

議長（竹内睦夫君） 答弁、市長。

【市長（横山忠長君）登壇】

市長（横山忠長君） それでは、お答えいたします。

初めに、文化施設の整備構想についてでございます。検討委員会からも提示されましたが、芸術文化の振興、あるいは地域文化の継承と発展、さらには市民の豊かな心をはぐくむカルチャー的機能などを含めまして、建設、あるいは運営については、財政上のことも十分踏まえながら、これから整備を進めていきたいと思っております。

どうしても必要とする機能ということでございますが、今までよりも市民の文化意識を豊かにするような機能、そして、一層の文化振興が図られ、にかほ市の基本構想にあるまちづくり、総合発展計画にあるまちづくりの方向性を示しておりますが、これに貢献できるような機能、それに尽きるのではないかなと思います。

施設の整備計画としては、音楽や舞台芸術鑑賞、あるいは芸能発表などが行えるようなホール、絵画など芸術作品を展示、あるいは鑑賞できるギャラリー的機能を持つホール、生涯学習講座や創作活動ができるカルチャー機能を持つ研修室などを考えておりますが、単にハード的な整備でなく、あくまでもそれらの施設をどのように利用し活用し市民のニーズにこたえていくかというソフト面にあるかと思えます。合併時の協定も単に施設をつくるのが目的でなく、その施設を活用した新しいまちづくりを進めるための計画であったと思えます。

文化施設については、にかほ市の文化の向上、あるいは新しいまちづくりを進めるためにも、私はぜひ実現をしたいものだ、そのように考えているわけでございますが、文化施設の整備について若干申し上げますが、これまでもいろいろ場面でお話をさせていただきましたが、文化施設の建設については、できるだけ将来的な財政負担を少なくするために、合併特例事業債の活用はもちろんでございますが、さらに負担を少なくするためにまちづくり交付金事業を活用したいというふうに議会でも申し上げてきたところでございます。

しかし、このまちづくり交付金事業、文化施設だけのメニューでは採択されません。事業費の 4 割交付金をいただくわけですが、文化施設だけでは採択なりませんので、議員の皆さんからいろいろ御審議をいただいて決定いたしました総合発展計画に基づいたまちづくりを進めるために、金浦地区の課題、まちづくり交付金事業としてどういうものがこの事業のメニューとして対象になるのか、こうしたものを抽出したのが、この前、御報告申し上げました予備調査の結果であります。

しかしながら、将来にわたって、にかほ市の全体的なバランスある、均衡ある発展とまちづくりを進めていかなければなりませんので、金浦地区のまちづくり交付金事業については、事業の採択基準、交付金事業としての採択基準を踏まえながら、文化施設の整備と抽出された事業の中から緊

急性などを十分検討しながら、事業メニューとして採択をいただけるそれぞれの事業をまとめて、最終的な要望に対する事業計画をつくり上げてまいりたいと思います。そういうことで議員の皆さんからも格別の御理解を賜りますように、ひとつよろしくお願いを申し上げる次第でございます。

次に、自主事業についてでございますけれども、舞台芸術などの自主事業の実施については、やはり採算性、ペイするためには、キャパシティーの問題もあるかと思えます。今の検討委員会の構想の中では1,200席というふうな話もありましたが、私としては、やはりこのにかほ市の人口規模からすると、800席ぐらいが妥当ではないかというふうに思っておりますが、自主事業は、市として行う事業は興行ではないと私は考えています。興行ではなく、あくまでも市民の文化的要求に対する行政サービスだと私は思っています。したがって、財政的な市の負担が伴ってきますが、その負担が今行われているような市民のサービスを低下するようなことは絶対あってはならないと思っております。ですから、自主事業の内容や回数などについては、これからさまざまいろんな方からお知恵を拝借しながら検討してまいりますけれども、年間の管理運営、実施計画を策定しながら、いろいろな事業を展開していかねばならないと思っております。そういうことで、これからの管理運営計画については、これからの検討課題となろうかと思えます。

次に、国県の財政が逼迫する中で、合併に関する特例措置のあるうちに、日常生活に大きくかわりのある身近な事業を優先すべきではないかという御質問でございます。

御承知のとおり、合併した市町村に対しては、合併市町村特例交付金や、市町村合併推進体制整備費補助金、市町村合併特例事業債などの優遇措置が講じられております。合併市町村特例交付金は、平成17年度から21年までの5年間、毎年1億2,000万円が秋田県から交付されるお金でございます。このお金については、これまで電算システムの統合事業や福祉医療費などに充当しております。また、市町村合併推進体制整備費補助金は、国から交付される補助金で総額で3億9,000万円が見込まれておりますが、このうち3億1,000万円の補助金が確定いたしまして、消防施設整備、高規格救急車の購入、あるいは鳥海山観光拠点施設の整備などを実施しているわけでございます。19年度におきましては、この補助金5,000万円については、その大半を地域要望の多い身近な道路や排水などの整備に充当しておりますが、今後交付される合併補助金についても、引き続き日常生活に欠くことのできない道路や水路、歩道等のライフラインの整備に役立ててまいりたいと思えます。

また、市町村合併特例事業については、地域振興基金の積み立て、あるいは仁賀保中学校建替事業、そして旧3町間などを結ぶ幹線道路の整備、そして、先ほど申し上げました総合文化施設の整備などに活用してまいりたいと考えております。

以上、主な事業について申し上げましたけれども、毎年社会情勢や経済情勢も刻々と変わってまいります。そうしたことを将来的に見きわめながら事業を進めてまいりたいと、将来的にも健全な財政維持を図りながら事業を進めてまいりたいと、そのように考えているところでございます。

次に、耕作放棄地の現状でございます。耕作放棄地の定義として、農林業センサスでは、調査日の以前1年以上作付せず、今後数年間の間に再び耕作するはっきりした意思表示のない土地というふうに定義づけをされております。なお、これに対して、調査日以前1年以上作付しなかったが、

今後数年間の間に再び耕作する意思がある土地は、この耕作放棄地からは除かれることになっております。

市では、農家の皆さんに、生産数量の配分を行い、生産調整を実施しておりますが、18年度の転作実績は、市内合計で945ヘクタールでございます。転作の管理状況は、大豆、ソバなどの組織的な栽培が218ヘクタール、地域の特性を生かした複合型農業への取り組みや、自家消費のための野菜、花卉類、飼料作物、地力増進作物が373ヘクタールとなっております。残る354ヘクタールは、作物の作付が全く行われていない自己保全管理、未管理水田に位置づけされております。

また、雑木が生えているなど転作面積からも除外されている荒廃地、これを耕作放棄地として位置づけをしております。これが41ヘクタールあることになっております。荒廃地については、雑木の伐採など草刈りを指導し、未管理水田は、徐々に農地の荒廃につながるおそれがあるため、その都度、耕作可能な状態で管理するようお願いをしております。

また、農業生産活動の不利な中山間地域等における耕作放棄地の発生を防止し、農地の多面的機能確保のために、中山間等直接支払交付金事業を、今 ― ことして何年になりますか、7年ぐらいになりますか ― 継続してやっているわけでございます。仁賀保地区では4協定、金浦地区では2協定、象潟地区では24協定の計30協定をして、延べ621人の農家の皆さんが参画しているところでございます。そして、面積が704ヘクタールでございます。この水田の耕起や畦畔等の草刈りによる管理、水路・農道等の維持管理を共同で取り組み、耕作放棄防止運動を展開しているところでございます。

耕作放棄地の発生原因としては、農業者の高齢化や後継者不足、不在地主の増加などがございますが、今後、農地の荒廃がさらに進行することも懸念されておりますので、市としては、今後とも、農家の皆さんへの周知を徹底するとともに、ことしから始まりました集落営農による共同作業で、未耕作田を活用した戦略作物による複合経営、あるいは複合経営の拡大に期待を寄せているところでございます。

そしてまた、中山間等直接支払交付金事業のうち、農地・水・環境保全対策など各種事業を活用しながら、これからも耕作放棄地の減少、あるいは防止に努めてまいりたい、そのように考えているところでございます。

また、農業委員会においても、系統組織である秋田県農業会議の指導のもとに、耕作放棄地を含めた遊休農地の発生防止、解消対策については、農地を守り、担い手をはぐくむ運動で、農地パトロールなどを実施してまいりましたが、具体的な解消策が課題となっていると伺っております。このたび、全国農業会議所から優良農地への復元や採草放牧地、植林など、多面的活用を図る遊休農地の発生防止・解消対策強化推進要綱、また、農業委員会の具体的な取り組みの方針として、農地パトロールの実施と、遊休農地台帳、区分図の作成、遊休農地の発生防止・解消に関する啓発と指導強化が示されているところでございます。

具体的な指導内容は、遊休農地所有者の意向を確認しながら、農業上の利用増進を図るために必要な個別・個人指導、あるいは担い手への利用集積に向けたあっせん、山菜採取地、広葉樹林等の植林などへの誘導となっております。農業委員会としましても、この要綱に基づいて発生防止・



解消対策に関する申し合わせ事項も決議しておりますので、今後、市部局と連携を図りながら、さらなる縮小・解消に努めてまいりたいというお話でございました。

他の質問については、教育長から答弁をさせます。

議長（竹内睦夫君） 答弁、教育長。

【教育長（三浦博君）登壇】

教育長（三浦博君） 私のほうからは、仁賀保中学校の改築に関する御質問にお答えをさせていただきます。

まず最初に、県・国の事業採択の見通しについての御質問でございますけれども、この採択につきましては、県の担当課及び県知事さん、それから県の教育長さんにお会いして、この中学校の改築の事業計画、現校舎の今の状況、それから釜ヶ台中学校との統合中学校として建設するというなどを説明させていただき、ぜひとも来年度採択をしていただくようお願いをしてきたところであります。まだ確定はしていませんので、今後とも採択に向けた国や県に対する要望活動は続けていきたいということとともに、建設に向けた準備も進めていきたいというふうに思っております。

それから、中学校の統合についての状況ということでもありますけれども、御承知のように、旧仁賀保町時代から、中学校の統合については釜ヶ台地区の皆さんと話し合いを重ねてまいりました。地域の方々も釜ヶ台中学校の生徒数の減少というものは目の当たりにしているわけで、教育効果の面などを考慮すると、やはり統合もやむを得ないなというふうな意見を多くいただいているところであります。

そういう理解をいただきながら、現在、統合中学校の建設を進めているところでありますけれども、きのう、地域の役員とか、PTA関係者の方々に、今計画している統合中学校の今後の計画などを説明してまいりました。釜ヶ台地区の教育懇談会ということで開催をしたのですけれども、さまざまな意見をいただいていたところです。今後、統合までの間にこういう会を何回かやりながら、いろいろな要望や意見を聞きながら、スムーズな統合になるように努めてまいりたいというふうに思っております。

あと、通学方法の御質問もありましたけれども、前にも申し上げているとおり、スクールバスでの通学ということを考えております。

次に、小学校は残るのかと、ほかの小学校の統廃合についても検討する必要があるのではないかとということもございますけれども、教育委員会としても、釜ヶ台小学校をどうするかということについて検討していくことにしております。このことについても、きのうの懇談会で、PTAの役員とか、集落の役員の方々に、中学校が統合した後の釜ヶ台地区の小学校教育のあり方をどうしたらいいのかということ意見交換をしてまいりました。このことについても、きのういろいろな意見をいただきました。これも今後、小まめに続けていって、地域の要望も把握しながら進めていきたいなと思っております。

また、今後の少子化の進行と教育環境の変化に対応するためには、近い将来、全市的に通学区を含めた再編が必要になるというふうな認識は持っております。本定例会にも計上しておりますけれ

ども、このたび、学校教育将来構想策定支援事業という ― 県の事業でありますけれども  
― この採択をいただきまして、にかほ市学校教育将来構想策定委員会というものを立ち上げることにしております。釜ヶ台小学校を含む市内の小・中学校の将来を見据えた学校の再編、通学区の再編などについて協議をしていただき、にかほ市の学校整備の基本方針というものを策定していきたいというふうに思っております。

議長（竹内睦夫君） 21 番本藤敏夫議員。

21 番（本藤敏夫君） 最初に、簡単なほうから再質問させていただきます。

耕作放棄農地の現状について、市長からる御説明がありました。農業委員会の局長がおれば、少し細かいことをお聞きしたいなと思っていたのでありますが、きょう参与としてお見えになっていないようでありますからあれですけども、御承知のとおり、水利の上部のほう、上手に耕作放棄地があれば、その水問題や農道等の整備の問題等があるわけで、非常に困っている地域がございます。農業委員会のこうした耕作放棄地防止の事業というのは、農業委員会も大きな業務の中に入っていると思いますので、今後の取り組みとして、農業委員会でどのような取り組み方を具体的に  
― まあ市長が答弁され、遊休農地の発生防止等の対策を今後検討する旨の報告がありましたけれども、農業委員会としての考え方もお聞きしたかったところでもあります。残念ながらそれはできないと思いますが、現状を的確に把握して、行政で対応できることについては、その耕作放棄地の関係で被害をこうむっている農家を行政支援していただくことをひとつお願いしておきたいと、こう思います。

それから、仁賀保中学校の改築の関係に関して、具体的に1つだけお聞きします。事業認可、なるべく市長も教育委員会もいろいろ努力しておることはわかりますが、これが事業認可ならない場合、事業の延期というのがあるのかどうかという1点を確認しておきたいと思えます。

それから、次、総合文化施設の整備の基本構想の関係であります。市長がるる説明されましたが、仁賀保に勤労青少年ホーム、約500人入ります。固定席で308。年間1回クラシック等に関する自主公演がやられています。実際に入っている人数を見ますと、生徒を入れても300人程度。今回も実施すべく入場券販売をやっているようです。1,000円と500円。ほとんどあの青少年ホーム、500人を超える入場者というのはほとんどない状況であります。それに700人のキャパ。

なぜ1,200でないのか。のど自慢やNHKその他の事業提携するに1,200人ぐらいのキャパがないとできないので、というようなお話もありました。県の吹奏楽協会の予選とか何かでそのぐらいのキャパがないとできないという答弁もありましたが、1,200人から700人になっております。確かに1,200人というのは検討委員会の答申の内容でもあったかと思いますが、これについてはどう  
― 関係でこういうふうにキャパが。実は、500人のホールがあるのですから、700人というのはまことに中途半端だと思える部分もあるわけです。

それから、附帯設備として絵画などの展示のできるギャラリーということですが、ギャラリーというと廊下、回廊です。暫定的に展示する場です。県展の一部作品の移動展示とか何かをやる場合、盗難防止、あるいは湿度の問題、採光の問題などがあって、なかなかこういう回廊、いわゆるギャラリーと言われるものでは認めていただけないと。むしろ中途半端なそういうものじゃな

くて、にかほ市には美術館がございません。にかほ市にある絵画その他の文化財を一室に展示し、市民に公開をする場もないわけです。そのようなものこそ優先されてしかるべきではないかなというような気がします。

また、にかほ市にはいろんな古文書があります。残念ながら、その多くは、段ボールに詰めて、夏はむさくるしい、熱い、最悪の状態で保管されている現状も、半分以上の資料がそうであります。市内から出土された土器や木片などの展示する場もございません。

ホールは、既設のホールでこのキャパの問題だけをとりえると間に合いそうな気がいたします。しかし、今挙げた数点のものは現実にはないのです。そうしたことを配慮に入れないと、文化総合の施設ですから、単なる音楽活動だけでは、あるいは演劇活動だけではないのです。ないと思います。青少年ホームで歌舞伎まがいの催しもやったことがあります。そういうようなことで、現在ある既設の施設が古くてどうにもならないというのであればわかりますが、そうでなくてというのは、財政的な優先順位から少し外れるんじゃないかなと。

市になってからまちづくりのアンケートをとっています。まちづくり優先順位が、市民、仁賀保地区、金浦地区、象潟地区とも、医療機関の充実、災害に対する備え、子育て支援、治安・防犯・交通、ほとんどこの3地区とも文化施設などという要望は出ていないのです、優先順位に、アンケートで。ところが、答弁になると市民が求めた施設だというような話になってしまいますけれども。

というようなことで、もう少し、カルチャー施設といいますけれども、具体的にはどういうのか、ちょっと私には見えません。そこら辺、均衡ある発展の意味で、もう少し市の目玉商品、あるいはシンボルとする文化施設であったら、他の市町村にないような、にかほ市の特徴のあるものを施設化して文化の程度を高めるよう頑張ってもらいたい、そのように考えますが、それについてお答えをお願いします。

議長（竹内睦夫君） 答弁、市長。

市長（横山忠長君） それでは、お答えいたしますが、初めに、仁賀保中学校、採択ならなかった場合はどうなるのかという御質問でございます。これは、やはり国庫事業、負担金として採択しないと起債も起こすことができません。ですから、これは採択されるまで待たなければなりませんけれども、先ほど教育長からも答弁しましたが、私と教育長と知事にもお願いしました。県の教育長にもお願いしました。県の段階では、国のほうに順番としていい形で上げてありますよということです。国への活動もまたさらにこれから行わなければなりませんけれども、残念ながら、私に大きく力をかしてくれる方が、今回そういう結果にはなりませんでした。そういう話をしていたんですけれどもね。なりませんでした。けれども、これからもそうした形の中で国のほうにも要望して、要望活動を展開してまいりたいなと思っております。

それから、文化施設。既存の施設を活用することも大切です。勤労青少年ホーム。ただ、あその段階では収容人員が、いろんな形をあれすると500人ぐらいという形ですけれども、残念ながら、やはりある程度の方を呼んでこれのような施設ではないと私は思います。舞台も小さいし、楽屋もないし。やはり今、私もNHKの関係の番組を呼んでくるとなれば、それなりの設備がなけれ

ば来ません。私も、ある人気のある番組を何とかここに持ってきてみたいということでNHKに要望を出したんですけれども、要望活動したんですけれども、やはり楽屋もなければだめだということで、結局は今回19年度はエアロビック、BSで放送しますけれども、あれに落ち着きました。結局、楽屋とかそういう形がなければ、ある程度の芸能人を連れてこられないということもございません。

それから、例えば、ある有名な方、ある程度有名な方を連れてきますと、3年ぐらい前でありますけれども、この象潟体育館ではやっぱり1,200~1,300人ぐらいのお客さんが入ったんです。真夏の暑いときでしたけれども。ですから、いろいろな催しをやるにも、やはり市民の皆さんが求めるようなものを連れてこなければなかなか集まらないのではないかと私は思います。

それから、今、本藤議員のほうから、美術館的機能、いろいろ御意見がありました。ただ、こういう機能までを持った総合的な施設となると、とてもとても今の段階でにかほ市の形で私はできないのではないかなど。ある程度そういう機能を持たせることは可能だと思いますけれども、私は前回の議会でもお話ししましたけれども、大体、収容人員としては800くらい、これがにかほ市の身の丈に合った規模ではないかなど。いろいろな施設は附帯するのは別ですよ。別ですけれども、ホールの機能としては800人くらい、これがにかほ市の規模ではないかと思っております。

それから、恒久的な美術品の展示は別にしても、そうした機能、あるいは生涯学習的な機能も私はやっぱり持たせるべきだろうと思っております。いずれにしても、私は文化施設については、大体、用地費を除いて30億円くらいではないかなどということは前回の質問でもお話しさせていただきました。ですから、先ほど申し上げましたように、将来に向けて、にかほ市の全体的な均衡ある発展をしていくためには、ここに今、大きな、もう最大限の投資はちょっとできないと。いろいろ財政的な支援を受けますけれども、そうした形の中でも市民の皆さんに喜ばれるような施設整備と、それからソフト事業、これで勝負してまいりたいなど、そういうふうに思います。

あとの機能等については教育次長のほうから少し答弁をさせますので、よろしく願いいたします。

議長（竹内睦夫君） 答弁、教育次長。

教育次長（小柳伸光君） それでは、文化施設について、具体的にということでしたので。まず、確かに仁賀保青少年ホーム、確かにいい施設でございますが、あそこの施設で一番足りない点といいますと、機材や楽器を運ぶための搬入口がないということなんです。3階にステージがあるために、小さい楽器や小さいアンプであれば持っていくことができますが、大規模なオーケストラの大きい楽器等は、到底あそこで階段を上がって持っていくということではできないので、そういうような大規模な楽団を呼ぶ演奏会はできません。

それで、まず一つ、当にかほ市で開催したくてもできない文化的事業なんですけれども、まず、若者に人気がある、テレビ等で人気があるタレントを呼ぶような興業といいますか、事業はできません。なぜかといいますと、こういう超有名な方を呼びますと1,000人規模の若者が集まってきます。これは市内だけでなく全県から集まってきております。これもいろいろ活動が活発な文化施設を見ますとそのようになっていますが、そのような1,000人規模集まってくれる施設はうちのほ

うにはありません。

それから、国内外、先ほど絵画の話も出ました。国内外からの最近の絵画とかの有名な作家の作品展もできません。それから — できないことばかり言いますけれども、若者が自由に、周囲を気にしないで音を出してやれるような練習会場もないです。それからお茶会、それもないですね。そういうようなものがないので、そういうものを整備して、もっと若者が集まるようなまちにしたいと。

それから、自主事業の件ですけれども、設備が整っているところには無料で、文化庁とか、それから朝日文化財団、国の中にいろいろな財団があります。そういう施設が整った財団には無料で、もしくは 50% ぐらいの経費で派遣してくれるところはいっぱいあります。ですから、そういうところの利用もひとつ考えなければならぬと。

それから、NHKの話も出ました。NHKは、今、体育館では絶対来ません。ですから、そういうものを利用しながら、財政的にも負担のかからないような施設を目指して計画していきたいと。

いずれにしても、専門家からの指導を得ながら計画を立てていきたい、そういうふうに現在考えております。

議長（竹内睦夫君） 21 番本藤敏夫議員。時間が迫っておりますので。

21 番（本藤敏夫君） そうです、御丁寧な説明で。

ところが、私、心配しているのは、30 億を投じて年間数回の事業しかやれないというようなことのないようにしてほしいということを言っているのです。それから、スタッフの問題もそうです。現状ではなかなか。

いろんなことできるんですよ、青少年ホームでも。大きなスピーカーを 2 階の階段の横から入れてやったこともあるし。まあ、それはともかくとしても、とにかく既設の、あるものを利用して、ないものから優先するというのが行政需要を満たす順位じゃないかなということで申し上げているのです。今、次長言われたように、できないことが、この設置されるホールによってどのように事業が展開されるか、大きく期待したいものです。

終わります。

議長（竹内睦夫君） これで本藤敏夫議員の一般質問を終わります。

昼食のため午後 1 時まで休憩します。

午前 11 時 57 分 休 憩

午後 1 時 00 分 再 開

議長（竹内睦夫君） 休憩前に引き続き会議を再開し、一般質問を続行します。

次に、14 番佐々木清勝議員の一般質問を許します。14 番佐々木清勝議員。

【14 番（佐々木清勝君）登壇】

14 番（佐々木清勝君） 質問の前にちょっとお断りをいたしておきますが、実は私の 1 番の 8

月 21 日、22 日の集中豪雨の質問につきましては、全協の説明の前につくった想定質問でございまして、28 日の市当局の説明を聞いた後、若干主意書を手直しをしておりますので、お手元の主意書と若干の違いがあるということをお許し願いたいと思います。

それでは、8 月 21 日、22 日の集中豪雨災害についてお伺いいたしますが、ちょうど台風 9 号が隣まで来ておりますので、この静けさが、このまま通ってくればいいんですけども、嵐の前の静けさであれば大変だなと、そういう思いを抱きながら質問させていただきますが、実は、ことしは比較的天候に恵まれて、農家の方々も本当に豊作を期待しておったと、こういうことだったと思うんですが、突如としての 8 月 21 日、22 日の降雨のために大変な災害をこうむられた方がたくさんおられるわけでございまして、被害に遭われた方々に対しましては心からお見舞いを申し上げる次第でございます。

さて、このたびの災害についてでございますけれども、農作物、あるいは農地等農業施設、河川、また林業関係において多くの被害が発生いたしておりますけれども、総体的には小規模多発型の状況を呈しているのではないかと私は考えておるところでございます。

そこで、復旧に当たりましては、国並びに県等との災害対策等と連携を図りながら、早急に復旧を図ることが肝要であることはもちろんでございますけれども、こうした小規模多発型の災害なるがゆえに、この制度にはまらないような、該当にならないようなものが多々出てくるのではないかなというようなことが非常に懸念されておるわけでございます。特に農作物被害におきましては、共済の状況でございますけれども、加入の状況、全相殺、半相殺、いろいろあるわけですが、大半が全相殺と、こういうことになりますというと、本当に対象になるのかどうか、そういうような面を含めまして、市長のこの復旧に対する考え方をお尋ねいたしたいと思います。

それから、第 2 でございますけれども、今回の災害の特徴的なところは、非常に雨が短時間に多量に降ったというようなところが大きな災害の原因ではないかと、こういうふうに思っております。私も災害の現場の一部を見ましたけれども、実は、地域の各上流のところにあるところには水害は発生しないだろうと、私はそういうような常識論で見っておったんですが、現場へ参りましたら、大変な山崩れ。その山崩れが用水路をせきとめて、流木でせきとめ、そしてそれが用水路を越流し、そしていろんな農作物初め、農業用施設等の大きな原因になっておると。こういう状況を考えますというと、今の気象条件から考えますと、慣例的に使っておりますところの「10 年確率」という形でいろいろな設計をされているわけでございますが、私は、この設計基準というのは、今度は合わなくなってきているのではないのかなと。そこで、市長に、こういうようなものに対する対処の考え方をお尋ねしたいと思います。

それから、次でございますが、実は、被害状況の把握に当たりましては、私も現地で役場の幹部職員並びに市長とお会いいたしておりますけれども、いち早く現地に出向いているんな状況把握をされておる。これは行政では当然のことでございます。ここ今、合併してからあまりそういうことが見えないというようなことが言われている中で、この災害時にそういう形が見えたということは、私は非常に評価していいのじゃないのかなと、こういうふうに思っておりますのでございます。

さらに、今後の災害に対する対処の仕方でございますけれども、私の認識が間違っておるとすれ

ばうれしいんですが、実は、私は、この秋田県の中でも本荘由利、特にこの西部3町村というのは、極めて災害の少ない地帯ではないのかなと思っております。したがって、これから災害に対するいろんな関係機関の職員等とやりとりするときに、やっぱりそういう災害の制度に熟知している人間を全庁的に配置していただいて、できるだけ災害の対象になるといいますが、これまでの経験から申しますというと、できるだけ災害には対象にたくないというのが向こうの考え方でございます。昨今のこの財政の厳しい状況を見ますというと、できるだけ地元でやるよというものが向こうの攻め方ではないのかと思いますので、担当官の説明の仕方一つによっては大いに対象になり得ることも考えられますので、そのところはひとつ市長から全庁的な形で万全の体制を講じていただきたいと、こういうふうにご考えているところでございます。

次に、有機農業の現状と今後の対応についてということでございますけれども、御承知のとおり、最近の農業は、量から質の時代になってきております。そして、今、それが安心・安全の時代になってきております。これまでの我が国のその有機農業の推進というのは、環境保全型農業生産方式の一つといたしまして、持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律、ちょっと紛らわしいんですけども、これ、法律の名前でございますのでお許しいただきたいと思いますが、この法律に基づきまして農業生産の側面から支援措置が講じられておったわけでございますが、有機農業の推進だけを目的とするような法律はなかったでございます。

そこで、有機農業による生産を推進し、これによって生産される農産物の流通・消費を増加させるために、農業生産、流通、消費というそれぞれの側面から有機農業を推進するために必要となる施策を総合的に講ずる法律が必要である、こういうような観点から、平成16年に超党派による有機農業推進議員連盟が結成されまして、平成18年12月8日に有機農業の推進に関する法律が成立し、そして同月の15日に公布、施行されたということは、既に皆様方も御承知のことだと思えます。

このたび、この同法第6条に基づきまして、有機農業の推進に関する基本的な方針というものが公表され、秋田県においても推進計画を検討中と、こういうふうにご伺っているわけでございますが、これから有機農業を実施する場合、さまざまな問題が山積されていることは私ども認識いたしておるわけでございますけれども、最近の消費者の動向を見ますというと、今後、有機農業の推進というのは、私は避けて通れない大きな課題だと考えておるわけでございます。

そこで、我が地域における有機農業の現状と今後の推進策につきまして、市長のお考えをお伺いいたしたいと思えます。

最後に、多重債務者対策についてでございますけれども、皆さん御承知のとおり、最近いろんな新聞紙面に多数掲載されております自殺の問題でございます。この自殺の原因の多くを占めているのが、多重債務者の問題でございます。秋田県内の約14万人が消費者金融を利用いたしまして、そのうち多重債務者、これはほうぼうから借りているということでございます。1人で3つなり5つの金融機関からお金を借りている、これが多重債務者ということでございますが、約2万人と推定されておりまして、家庭崩壊や税金の滞納、自殺等の大きな要因として、まさに社会の深刻な問題となっておりますのでございます。

また、2009年には、出資法の上限金利が29.2%から20%まで引き下げられると、いわゆるグレーゾーン金利が撤廃される予定になっておるところでございます。こういうようなことから、今後はリスクの高い新規の借り手に対する貸し渋りが発生いたしまして、こうした借り手がヤミ金融業者等の利用につながるということが非常に懸念されるわけでございます。

こういうような社会情勢を受けまして、政府の多重債務者対策本部というものが平成19年の4月20日に多重債務問題改善プログラムを策定いたしまして、秋田県においても協議会が設置されたやに聞いておりますけれども、その状況はどのようになっているのか。また、この単独のかほり市として、難しい問題もあるうと思っておりますけれども、どのようにかかわっていかれるのか、市長の見解をお伺いいたします。以上です。

議長（竹内睦夫君） 答弁、市長。

【市長（横山忠長君）登壇】

市長（横山忠長君） それでは、初めに、8月21日、22日の集中豪雨による災害についてお答えをしたいと思います。

御承知のように、このたびの災害は、市内全域にわたった災害でございまして、主に河川や道路、農地や農業施設が被害を受けた災害でございました。農地や農業施設災害については、被害規模によって次のような制度を活用しながら、復興支援を図ってまいりたいなど、そのように考えているところでございます。

まず1つは、復旧工事がおおむね40万円以上と推定される災害については、国の制度である農地・農業用施設災害復旧事業、これがございます。これは当然ながら国の災害査定において認定されることが条件になってくるわけでございます。認定されますと、基本的に、農地災害復旧工事については国が50%、受益者が50%、農業用施設災害復旧工事については国が65%、受益者が35%の負担となりますが、総工事費と受益者数により受益者の負担割合が大きくなった場合は、一定の基準により受益者の負担割合を軽減されることになっております。また、国の災害に係る補助事業は工事費しか該当なりません。工事費しか該当ありませんので、測量設計費に要する費用については対象外でございます。したがって、この測量設計費用を、迅速に復旧を進めるためにも、市で全額負担して支援をしてみたいと、そのように考えております。また、事業の実施に当たりますのは、事業主体は市になろうかと思っております。農地災害、あるいは農業用施設災害については事業主体は市になろうかと思っておりますので、その場合は分担金条例の制定も必要となってまいります。

2つ目として、災害復旧工事費が10万円以上50万円以下の工事でございますが、現在、にかほり市小規模土地改良事業費補助金事業がございまして、この事業では補助金を40%助成しているわけでございますが、この制度の中に今回の農地及び農業用施設災害を追加するような形で要綱を改正いたしまして、災害者支援を支援したいと思っております。

3つ目としては、小規模な水田の畦畔の崩壊、あるいは少量の土砂の流入等については、中山間地域等直接支払制度や、農地・水・環境保全向上対策事業により対応していただきたいということで各集落の方々をお願いをしているところでございます。

4つ目としては、被害者が災害復旧のための資金が必要な場合、先ほど申し上げましたように、



受益者負担が伴ってまいりますので、こうした場合には、農林漁業金融公庫の農林漁業セーフティネット資金の活用のために、にかほ市農林漁業セーフティ資金利子補給規定を制定して、貸付制度の利率を1%、受益者が1%を超えない範囲内で利子補給をしてみたいと、そのように考えているところでございます。

以上、現在考えている支援事業を申し上げましたが、国、あるいは市の支援事業を受けるにしても受益者負担が伴いますので、今後、受益者の選択、要するに単独事業でいくか、あるいは国の災害認定を受けるか、こうしたことを選択を尊重しながら復旧支援を行ってみたいと思います。

なお、水稲共済であります。農家が加入している農業共済の全相殺9割補てん方式では、今回の集中豪雨の被害で該当する水田は大変難しいのではないかなというふうに思っております。そこで、にかほ市水田農業推進協議会では、被害を受けた水田を対象に、当初、転作作物の申請がなくとも転作として認めることとし、8月30日付で市内の農業推進員へ被害農家への周知と取りまとめを依頼したところでございます。これもこれからの調査次第になりますけれども、先ほど農林漁業金融公庫の話をしました。前にはいわゆる冷害に対する利子補給もやった経緯がございます。冷害によって農業収入が減額し、そしてそれを借り入れて賄ったというふうなときには利子補給もやった経緯がございますので、こうしたことも踏まえながら、全体の被害、こうしたことの状況把握にこれから努めてみたいと思っております。

以上のことから、今後、被害の多い集落または地域での説明会を開催しながら、被害者が選択する制度について支援を行ってまいります。

次に、河川などの公共土木施設であります。市管理河川において16カ所の災害がございます。うち10カ所を災害申請することとして作業を進め、残りの6カ所についても、市単独事業で復旧を図ろうというふうに考えておりますが、きょうも担当課長に指示をしましたが、単独事業6カ所、できるだけこれも国の災害認定を受けるように取り組んでいただきたいというふうなお話をしているところでございます。また、林道5路線の被害についても、災害申請を行うための手続を進めておりますが、河川・林道の復旧については10月の下旬ころ災害査定が予定されております。そこで認定されるかされないかは別といたしまして、認定されたものについては事業費がある程度確定してまいりますので、その際には臨時議会で予算をお願いしながら、原則当該年度での復旧に努力を重ねてみたいと思っております。

林業被害についても、現在、山林の崩落や道路決壊により調査のできない地域も少しありますが、今後、個人所有の山林や作業道の被害がふえてくるのではないかなというふうに考えているところでございます。こうした情報もこれから取りまとめながら、森林国営保険等による保険金に該当する場合については、こうした請求方法についても周知してみたいと思っております。

次に、職員の災害に対する体制でございます。現時点での災害申請件数ですが、公共土木施設災害のうち、建設課所管では、道路と河川を合わせて15カ所となっております。これは場合によってはもう少しふえるかもしれません。今、改めてまた再度調査しておりますが、橋の橋台部分の被災も見られますので、こうした市全体の橋梁についても改めて今、点検をし、状況を把握しているところでございます。そういうことで、先ほど申し上げましたが、まだ件数はふえるのではないかな

など思っております。

災害復旧作業については、災害申請業務を含め、各所管職員が頑張っておりますが、通常の業務に加えて限られた期間での作業となるわけでございます。このことから、建設部関係については建設課が主体となりますが、これを建設部全体でこの災害復旧に当たってまいりたいと考えております。

また、農業関係についても、農業施設災害、現在 19 ヲ所、農地災害は 24 ヲ所、これが今のところ災害復旧事業として申請を行えるような規模の災害ではないかなというふうに思っております。これらの災害査定等の事務処理に当たっては、農漁村整備課に災害復旧工事を経験した職員もおりますので、こうした職員を先頭にしながら、課内職員、あるいは農林課、各サービスセンターと連携を図りながら、その成果の確保に努めてまいりたいと考えているところでございます。

なお、今後その業務の過程において、災害業務量の増加や緊急的に対応していかなければならないような事態が発生した場合は、当然ながら、実務経験のある職員、他の部署で働いておりますけれども、こうした方々も応援という形で体制を強化してまいりたいと思っております。

他の災害に関する御質問については、担当の部課長等からお答えをさせます。

次に、有機農業の御質問でございます。御承知のように、有機農業は、環境負荷の低減、自然循環機能の増進、生物多様性の確保に資する取り組みですが、食の安全・安心にもつながるものでございます。その一方、御指摘のように、現状では技術は十分に確立していないなどの課題を抱えておりまして、消費者ニーズがあるものの、なかなか有機農業に取り組んでいくというような形が進まないのが現状でございます。

国では、有機農業の取り組みとして、環境保全型農業の導入計画について認定を受けた農業者を認定農業者エコファーマーとして認定し、金融・税制上の特例の措置により支援しておりますが、有機農業は、販売価格や単位面積当たりの販売量などで慣行の栽培よりすぐれているものと劣るものがあります。こういった格差が大きい実態でございまして、なかなか農家もリスクがあって取り組めないというのも、これまた現状でございます。

そこで、御指摘のように、有機農業を推進するための平成 18 年 12 月に、有機農業の推進に関する法律が公布となり、同法に基づき、有機農業の推進に関する基本的な方針が公表されております。この方針の公表に基づいて県はどうかといいますと、県では国の指針に基づき、有機農業の推進に関する基本的な計画を、協議会を設置して主な認定農業者等の意見を聞いた上で、平成 23 年度までに策定すると、そのような予定と伺っておりまして、現在のところ、特にそうした計画をまとめるための動きはないと伺っております。

にかほ市の現状でございますが、秋田県農業公社が認定する J A S 法に基づく認定を受けた有機農産物の取り組みは現在のところございませんが、秋田県の特別栽培農産物の認定を受ける減農薬栽培農産物、減化学肥料栽培農産物については、水稻栽培は、仁賀保地区で 8 名の方が 29.4 ヘクタール、象潟地区で 6 名の方が 16.2 ヘクタール取り組んでおります。また、水稻以外の農産物では、象潟地区でネギの取り組みが 5 アールほどございます。

市では、にかほ市水田農業推進協議会が策定したにかほ市水田農業ビジョンの中で、土づくり実

証米、減農薬・減化学肥料米などによる特色のある米づくりに対しての支援を位置づけておりますので、産地づくり交付金事業の中で、有機栽培や特別栽培米の作付に対する観光栽培米と比較しての減収分の一部を助成をしているところでございます。

また、先ほども少し触れましたけれども、有機農業が進展しない理由として、兼業化、高齢化などの現状で慣行栽培に比べてやはり労力がかかる、収量が減少する、あるいは品質が低下するといった課題が挙げられているところでございます。そのため、現在のところは、土づくり肥料「大地の息吹」を用いての土づくり実証米の生産により、食味・品質にぶれのない高品質・良食味米の産地化に重点を置いているところでございます。

今後においては、JAと連携しながら、特色のある農産物の推進を図りながら、有機農業、観光農業のいかに問わず、消費者の信頼を損なうことがないように、また、有機質資源の循環利用など、環境との調和を図れるよう、農産物の品質価格の維持向上と指導の徹底を図ってまいりたいと考えております。

そして、ことしから新たに始まった品目横断的経営安定対策事業、これに25の集落営農が取り組んでおります。この1年間、これから水稻の刈り取りが始まりますけれども、この1年間の集落営農をやってどうだったのか、やっぱり総括する必要があると私は思っています。そうした中で、じゃ、余剰の労力がなかったのか、そういうことも含めて、いろいろ農家の皆さんと意見を交換する場をつくって、今後の対策の強化に努めていかなければならないと思いますが、こうした中で、先ほどの有機農業の取り組みなどについても話題にしてまいりたいと、そのように考えているところでございます。

次に、多重債務者対策についてでございます。秋田県では今年の6月12日に、県庁において、弁護士会、司法書士会、市長会、町村会、県の関係する各課、警察関係者の出席による多重債務者対策協議会を開催し、現状の報告と対策についての意見交換を行っております。

消費者問題の相談窓口として、秋田県生活センター、これはアトリオン内にありますが、消費者生活相談の平日に加えて、休日の類似相談日を7月から開設し、相談体制、内容の充実を図っているところでございます。また、秋田クレジット・サラ金・悪徳商法被害をなくす会、通称「秋田なまはげの会」を立ち上げまして、相談活動、消費者問題に対する学習活動などを行っているところでございます。

にかほ市においても、消費者行政の相談窓口になっている生活環境課が中心となりまして、多重債務者対策を推進するために、8月13日発行の「生活環境情報」に記載し、市民の皆さんへの情報を提供したところでございます。

今後につきましては、関係職員への消費問題に関する学習研修に努めるとともに、税務課を初めとする税金、使用料等を取り扱う関係課と連携をとり、納付相談時にいち早く多重債務者の発見に努めながら、事情の聴取、あるいは具体的な解決方法などを助言できるように努めてまいりたいと考えているところでございます。

また、専門機関の弁護士、司法書士等への紹介や、あるいは誘導、そして、秋田県生活センターの消費生活相談所や、あるいは、にかほ市社会福祉協議会が実施している無料法律相談への予約を

してやるなどをしながら、相談への誘導をしてみたいなどと、そのように考えているところがございます。

多重債務による自殺問題については、私も大変深刻な問題であるととらえているところでございますが、今後、先ほど申し上げました社会福祉協議会で実施している無料法律相談の回数をふやしていくと。これは当然、行政が資金的な、財政的な支援を行っていくことにはなりますが、こうした法律相談の回数をふやしていくということと、あるいは多重債務者を早期に発見できる体制を構築していかなければならないのではないかと、そして、多重債務者に職員などが積極的に足を運ぶような体制なども、これからの大きな課題であって、こうしたことが実現できれば、自殺の防止にもある程度効果が出てくるのではないかなと、そのように考えておりますので、今後とも、今申し上げたことについて体制を強化できるように頑張ってみようと思います。

他の質問等については担当の部課長がお答えをしますので、ひとつよろしくお願い申し上げます。

議長（竹内睦夫君） 答弁、産業部長。

産業部長（岩井敏一君） 最初の御質問の 10 分の 1 年確率についてお答えをいたします。

今回被害が多かった二級河川、清水川周辺の水田は、主に昭和 40 年代に圃場整備されましたが、この事業では 10 分の 1 年確率により排水路が整備されているようであります。基本的な設計では、排水路走行断面については 2 分の 1 年確率で設計されておりますけれども、経済比較の条件等によりまして 10 分の 1 年確率で施工されているところもあります。土地改良事業による 10 分の 1 年確率については、最寄りの観測所での降水量データによって決定されておりますが、この地域の観測所が旧象潟町の琴脇地内、シーサイド周辺と聞いておりますけれども、ここへ設置されているために、上郷地区とは降雨量に差があるようであります。

10 分の 1 年確率につきましては、設計指針による整備の段階では、全県的にもこの確率が採用されており、見直しは簡単にはできないと思いますが、10 分の 1 年確率の精度を上げるためには、可能であればデータの取り方について、設計の段階で関係機関と協議しながら、設計施工を行いたいと思います。

今後も土地改良区や地域の関係者と連携をとり合いながら、農地や用水等の維持管理の充実を図って、災害の防止に努めてまいりたいと考えております。

議長（竹内睦夫君） 14 番佐々木清勝議員。

14 番（佐々木清勝君） それでは、ちょっと二、三の質問をさせていただきます。

実は、集中豪雨の点につきましては、今、御説明受けたとおりでございますが、その 10 分の 1 確率の話でございますけれども、これは当然、にかほ市だけでできるわけでもないし、大変大きな問題でございますが、やっぱりこういうことは地方の先端現場から実情を訴えてやるというのが一番のいい好機ではないかと思っております。もうちょっとつけ加えると、過去にあった施設が現在の気象条件に合わなくなっているよというようなことを、大いに国のほうに警鐘を鳴らしていきたいと。そういった意味で、にかほ市がその言い出しっぺになるような、そういうような前向きな姿勢でやってもらいたいということを、私はこの質問の中に意味を込めているつもりでございますので、そ

の辺をよく御理解願いたいと思います。

それから、今回の災害の復旧に当たりましては、例えば、中山間地域においてはとりあえずそれでということだと思いますけれども、中山間は中山間のそれなりの目的があってやっている事業でございますので、緊急避難的に中山間を使うことに私は反対しませんけれども、それはどこかで補てんされるような形をとってもらわないと、本来の中山間地域の目的を失ってしまうこととなりますので、その辺は今後もひとつ十分注意をしながら、関係機関のところにやっぱり折衝してもらいたいということでございます。

次に、有機農業の観点でございますけれども、これは大変、有機農業というのは、市長さん、難しい問題でございます。これは有機農業は勇気がないとできない問題でございますので、ひとつ大いに勇気を持って考えていただきたい。これはどこのところでも大変な問題なんです、やはりこれからどういう形で私どもの地域が、地域のポリシーといいますか、特産を持っていくかということになりますと、今なかなか私ども東京に行くにしても特産品を探すのに大変苦労しております。私の考えていけば、これからはやっぱり有機じゃないのかなど。よく市長が提案しておりますところの 300 万、30 万の観光客にしましても、ロケーションはいろいろあるんですけれども、来たときに、海の幸、山の幸の提供の仕方、これは従来どこでもやっているんですが、私はやっぱりこの地域では有機という、安心・安全、これを大きな売り物にすることによって、やっぱり地域の特産になり得るだろうというような考えもございますので、ひとつ市長、勇気を持って対応していただきたいということでございます。

それから、最後の多重債務者問題でございますけれども、御指摘のとおり大変な問題でございます。そこで、生活環境課のほうにそういうセクションをつくったそうでございますが、今までに一体どのぐらいの問い合わせがあったのかどうかということが1つ。

それから、もう一つは、各地でNPOを設置しまして、行政もそこに投資をして、そしてその多重債務者対策を講じておると。これはいろいろございます。岩手方式というのが今一番評価されている方式でございます、これは東京でも今、NPO、その準備されておまして、東京都がたしか 150 億だったか 15 億だったか定かでございますけれども、東京都自身もそういうNPOに出資をしながら多重債務者対策をやっていくと。この世の中の流れになっております。ぜひとも、にかほ市に住んでおれば多重債務者は救えると、こういうような最大の自治体としてのアピールになりますので、ここのところもひとつ大きな前向きの姿で検討していただければと思います。

以上です。

議長（竹内睦夫君） 市長、答弁。

市長（横山忠長君） 施設整備の 10 年確率、これについてはこれから事務担当のほうで、諸会議等でこうした話をすると思いますので、あえて私からはお話をしませんが、中山間、これもですね、中山間等の直接支払には道路維持とか、あるいは水路の維持とかというのは、これは当然その中に入っているわけですので、ですから、そういう道路から若干田んぼの中に入ったような土砂については、やっぱり中山間直接支払で対応していただきたいと。それから、農道についても、流出した砂利等が中山間直接支払で計画したお金だけでは到底間に合わない、そういう場合は当然、

行政で支援していきましようというような話の中で中山間、地域でできることは地域で頑張っていたきたいというふうな意味のことでございますので、この点を御理解いただきたいと思います。

それから、有機農業、大変大切なことだと私も思っています。私も職員時代、浅草のほうに物産展ということでいろいろ野菜を持っていきました。持っていきましたけれども、虫食ったやつはだめなんですね、やっぱり。買わないです、虫食っていると。「これ、一番うめんだすよ」と言っても、「一番安全で安心なんですよ」と言っても、絶対買わないです。ですから、こういう形のものをこれから有機農業の中でクリアしていかなければならない課題だと思っております。先ほど申し上げましたように、集落営農の形も総括しなければなりませんので、そうした形で農家の皆さんと意見交換をしてまいりたいと思っています。

NPO、それから多重債務者、自殺予防のためのこういう民間組織であるNPOの立ち上げ、これもやっぱり非常に大切だと思っております。行政だけではなかなかできない部分を民間の力をかりるといことは、これは当然必要なことでございますので、この点についてもこれからの検討課題にさせていただきたいと存じます。

議長（竹内睦夫君） 答弁、生活環境課長。

生活環境課長（長谷山良君） 多重債務の問い合わせというようなことで、うちのほうの生活消費相談窓口になっておるものですから、その件については、多重債務の件については今のところありません。以上です。

議長（竹内睦夫君） 14番佐々木清勝議員。

14番（佐々木清勝君） それぞれお答えありがとうございました。重ねて申し上げておきますけれども、先ほど市長が集落営農の関係で、いろいろこれからも総括をしながらという御答弁がありましたので、私は、前にもお願いしておりますけれども、集落営農もやっぱり法人化ということが農家にとっては非常に大きなネックになっております。それから経理の一元化等についてもさまざまな心配事がございます。そこで、できるならば、この旧3町の3地区に1つぐらいずつ、そのモデル営農、集落営農を設置していただいて、どういう形のものが最もスムーズに効果を発揮できるのか、そういうようなことを来年度にぜひひとつ考えて農家を誘導していただきたいと、こういうふうに考えております。

それから、多重債務の話でございますが、問い合わせはなかったということでございますけれども、個人情報でございますので、なかなかそういうこと、「清勝、一体、何ぼ、おめ、借金あるもんだ」と、こんな聞き方はできないと思いますが、そうでなくても、金融機関と少しは連携をしながら、個別ではなくて、そういうような方がどの程度あるのか、やっぱりある程度そういうところの問題も考えておく必要があるんじゃないのかなと思います。

それから、一連の問題で再度申し上げておきますけれども、確かに今、行政がすべてをやることは、これはできない状況でございます。民間にもいろいろ働いてもらわなきゃいけない、民間に期待するところもたくさんあるわけでございますけれども、これはやっぱりどこかで旗を振らないと、民間もなかなか乗ってこない。要するに、私は、それぞれの力を発揮させることも大事なんですけれども、もっともっと前の段階にこの地域はあるんじゃないのかな。NPOをつくりやすいよ

うな形、本当にNPOという制度を知っているのか、やっぱりいろんな機会をとらえて、こういう制度をつくればこういうような働きができるんだよというようなソフト面での行政の働きというのは、特別対策を講じなくても、日常の業務の中で十分こなせるお話ではないのかなと、こういうふうに思っておりますので、ひとつその辺のところにも大いに検討していただきたいと思っております。この項については答弁は必要としません。

もう一つ、実はさっきの有機農業の関連で申し上げますけれども、これは担当がどなたになるんでしょうかね。産業部長だと思いますが。この地域では、堆肥の製造を一体どのぐらいされているのかなと思って、私なりにちょっと調べてみたんですけども、極めて少ない。肉用牛、それから乳用牛、豚、鶏等がおるわけでございますが、私の概算でいくというと、大体 9,000 トン、9,300 トンぐらいでございます。仮に 1 反歩 2 トンというような計算をしますというと、水稻でやって 460 ヘクタールより対応できない。大体地域面積 2,000 ヘクタールですから、大半のものが堆肥が導入できない。まあ、その「大地の息吹」でこれは補っていると思うんですけども、これから有機農業をやるとすれば、こういったようなところを、やっぱり堆肥をどういう形でやっていくか、特に有畜農業ということに私はもっと注目をしていただきたい、こういうふうに考えておるところです。

そこで、ちょっと的外れかもしれませんが、この堆肥を大量につくれるというようなことで、先般、大規模養豚のお話がありました。水源保護条例等も制定されまして、その後、一体、大規模養豚の進出企業等の話がさっぱり聞こえてこないんですけども、その現状が一体どうなっているのか、これをひとつお願いしたいと思います。

議長（竹内睦夫君） 答弁、副市長。

副市長（横山昭君） お答えします。その後、例の畜産業者のほうからは何ら連絡もありません。もちろん申請行為などもございませんので、私のほうでは、その後の動きというものは承知しておりません。

議長（竹内睦夫君） 答弁、産業部長。

産業部長（岩井敏一君） 堆肥の製造という御質問でございますけれども、現在、そのとおりでございまして、大量に生産している農家はございません。しかしながら、ある畜産農家では、少量でございますけれども、牛ふんを加工処理しまして、「百彩館」のほうで販売しているところ、大変好評という話も聞いております。そのようにたくさん買う人が出てくると、当然そういう事業を行おうという方も出てくるものと思っておりますので、現在、それこそ今おっしゃったとおり「大地の息吹」でみんな農家の人方は対応していますけれども、こういう有機農業の機運が高まってくればこういうものに対応していくという方も出てくるものと思っております。

議長（竹内睦夫君） 14 番佐々木清勝議員。

14 番（佐々木清勝君） 先ほどの副市長の答弁のことでもう一度お伺いしたいんですけども、実は、あれは秋田物流さんでしたでしょうかね、その大規模養豚の話。どのような形の申請行為になっているのかわかりませんが、会社のほうではこういう形でやりたいということをして市のほうには上げておると。その後、いいのか悪いのかさっぱり返事がないと。我々としては何

をどういふふうにかえたらいいのかというふふなことを、非常に困惑しておるといふ話なんですけれども、これは申請行為でないからこそそのままになっておったのか。その前に、その会社から出されたもの、私ども1回全協で資料をいただいておりますけれども、あの資料のことを指しているのか。それは市としてはどういふ形でそれを分析したのか、その辺のところちょっと御説明お願いしたいと思ひます。

議長（竹内睦夫君） 佐々木清勝議員に申し上げますが、通告外の質問になりますので、まともな答弁ができるかは当局次第ですので、御承知おきください。

答弁、副市長。

副市長（横山昭君） 以前、菅原さんのほうから提出された資料については、全員協議会で皆さんにお届けしたとおりでございます。その説明、こちらのほうへ見えた折に、内容について詳細な説明はほとんどなかったといふことで、ただ、私の受ける印象では、その場では、一応、市のほうへ、その計画といふものを説明したといふ行為をつくるために見えたのかなといふふうにお思ひます。何ページか、皆さんにお配りした資料の中で説明されたのは、写真の載っているようなページのところを開いただけで、中身の説明はほとんどございませんでした。ですから、私のほうとしては詳細な説明はこれから見えるものといふふうにお思ひました。以上です。

議長（竹内睦夫君） 14番佐々木清勝議員。

14番（佐々木清勝君） はい、わかりました。いろいろなお話がありますので、今、副市長から話を聞きまして、それが正当だろうと思ひます。結構でございます。

議長（竹内睦夫君） これで14番佐々木清勝議員の一般質問を終わります。

次に、9番伊藤知議員の一般質問を許します。9番伊藤知議員。

#### 【9番（伊藤知君）登壇】

9番（伊藤知君） 私のほうからは3つの件に関して一般質問をさせていただきたいと思ひます。

最初に、にかほ市における増加面積についてでございます。

本市において、平成2年より海岸の埋め立てにより19カ所、面積にして0.07平方キロメートルが増加しております。仁賀保地区では、平沢字中町101番地、現在の潮風公園1万7,460平方メートル、平沢字画書面10番地1、7,347.81平方メートル、金浦地区では、金浦漁港周辺1カ所1万9,379.75平方メートル、赤石海岸周辺6カ所2万6,789.95平方メートル、象潟地区には対象はないようでございます。この埋め立て増面積において登記済みの土地は、平沢字中町101番地のみであります。

そこでお伺ひいたします。なぜ、残り5万3,535.51平方メートルの土地登記を行わないのでしょうか。登記されていない埋立地は県が事業主体となっていることと関連があるのでしょうか。土地登記した場合、普通交付税の額はどのくらい増額するのでしょうか。基準財政需要額における測定単位には、人口と面積等が加味されているようでありますので、登記による交付税の増額をお伺ひいたします。

また、現在、この土地に関しては、漁業集地区事業計画で平成23年までの間ではテトラポット



の製作ヤードということで活用されていると思われませんが、23年でその事業が終わった場合に、この土地の今後の活用方法はどのように考えておられるのでしょうか、お伺いいたします。

次に、企業誘致に関してお伺いいたします。

市長の市政報告の中でも企業誘致に関しては、秋田県電子・輸送機関連地域産業活性化協議会に設立加入したという報告がありましたが、経済産業省は、本年の4月30日に、企業立地促進法に基づく支援先として全国で1番目に秋田県を正式に指定し、「企業誘致に総力を挙げ、雇用拡大と税収アップを図り、日本一の県にしてみたい」と、甘利前経済産業大臣が述べられているようでございます。

本県基本計画には、秋田市、横手市、湯沢市、由利本荘市、羽後町、そして当にかほ市が電子・輸送機関連の集積を目指すとの計画で、平成19年度から23年度まで5ヵ年で、事業所や工場の新規立地50件、新規事業の開始60件、新規雇用2,000人を目指し、製品出荷額を計400億円増の見込みとあります。

そこでお伺いいたします。にかほ市における現在の企業誘致の状況はどのようになっているのでしょうか。

本法指定されたことにより国からさまざまな優遇措置が受けられるようであります。例えば、不動産取得や固定資産税の減免により、その75%相当を普通交付税で3年間補てんするというようなことがあるようです。この機会に積極的に企業誘致することが肝要と思われませんが、市長のお考えはいかがでしょうか。

また、県からのサポート体制は、この法の指定により強化されているのかもあわせてお伺いいたします。

次に、教師採用についてでございます。

平成21年度より秋田県では、小学校教師採用に関して、試験対象者を現行35歳までを30歳までにすることとしております。30歳から35歳までの教師希望者は、講師経験が豊富で、即戦力となり得る人材であります。その貴重な人材が教師になる夢を閉ざされることは残念でなりません。また、その貴重な人材が県外流出につながるのではないかと危惧しているところでございます。また、きょうの新聞等にも載っていましたが、近年減少していた不登校の児童が5年ぶりに増加傾向にあるということも新聞報道をされています。小・中学校の教員は、もともと都道府県と政令都市が採用・雇用している。市町村による教員の独自採用は、構造改革特区の政令により03年度から特例で認められておりました。また、市町村学校教職員給与の改定で06年度から特定区域以外でも市で採用することができるようになりました。

そこで、市独自の教員採用を検討してはいかがでしょうか。小学校の教師の任期は長くても5年、中学校では8年くらいと聞いています。地域のことを知り始めたやさきに転勤になるというのが現状のようですが、地域に根づいた教師による教育環境の整備という考えで、市採用の教師の採用についてお伺いいたします。

議長（竹内睦夫君） 答弁、市長。

【市長（横山忠長君）登壇】

市長（横山忠長君） それでは、お答えをいたします。

まず初めに、にかほ市における増加面積についてでございます。

平沢漁港の漁具干し場、金浦漁港の漁港周辺につきましては、県が事業主体として漁港集積事業及び地域水産物供給基盤事業により埋め立てをして、そして平成 18 年度までに工事が完了した場所でございます。そして、この場所が登記をされていなかったことと、地方自治法の第 9 条の 5 の事務手続を行っていなかったために、にかほ市の面積の増加に至っていないのが現状でございます。

また、平沢漁港の潮風公園は、旧仁賀保町が事業主体で実施しましたが、これは旧仁賀保町で登記は取っておりますが、先ほど申し上げました地方自治法に基づいた手続をしていないために、現在のかほ市の面積には含まれておりません。

それから、御質問の中では、象潟地区なしということですが、再度この質問があって調査をしてみました。昭和 62 年に県が事業主体として施工した象潟漁港の横ノ澗、ここにも公園として 1 万 8,000 平米ほどの未登記土地がございます。未登記の埋立土地がございます。市町村の面積が増加する事務手続としては、まずは登記を取ることです。登記をして、そして地方自治法の第 9 条の 5、「市町村の区域内にあらたに土地を生じたときは、市町村長は、当該市町村の議会の議決を経てその旨を確認し、都道府県知事に届け出をしなければならない」とされております。また、同条の 2 項では、「前項の規定による届け出を受理したときは、都道府県知事は、直ちにこれを告示しなければならない」とありまして、この告示によりまして国土地理院が市町村の面積を増加するようになってまいります。

それぞれの事業でできた埋立地においては、本来であれば、竣工した時点で検討、旧町単位に、旧 3 町もありますし、にかほ市になってからもございますけれども、話し合いの中で登記を取りながら地方自治法に基づいた手続をすることが必要であったわけでございますが、これまでやっていなかったのも、このことも含めまして今後県といろいろ協議しながら手続を踏んでまいりたいと思っております。

そこで、今、面積でございますが、平沢漁港、象潟漁港、金浦漁港関連の 4 ヲ所で、大体 6 万 2,379 平米ほどございます。6.2 ヘクタールほどございます。それから、金浦漁港の赤石地区と申しますか、赤石川にある残土処理、これにつきましては、まだ工事が進められている状況でございます。これから完成した段階ではそうした手続も踏んでいかなければならないと、そのように考えているところでございます。

次に、利活用でございますが、潮風公園を除くとすべてが県の所有地であります。かつ県が管理している漁港施設用地でありますので、荷さばき所用地、漁具干し場用地、公園などとして利用されているところでございます。今後は県と市がともに事業の趣旨に沿った管理に努めてまいりたいと考えております。

そこで、今、工事中の残土処理用地については、当然ながらこれから漁港事業、漁場の仕事なんかも出てまいりますので、そうした製作ヤードはこれからも当然必要となってまいります。そうしたことを踏まえながら今後の検討課題だと、そのように考えているところでございます。

次に、この用地が登記をされて自治法上の手続が踏まれて面積がふえた場合、先ほどの残土処理も含めまして約9ヘクタールほどございます。8万9,187平方メートルですので、大体9ヘクタール弱でございますが、この面積が仮ににかほ市の面積となった場合、なっていた場合、19年度の地方交付税の算定方式でいきますと、基準財政需要額が約31万2,000円ほど年間ふえる見込みを立てているところでございます。

次に、企業誘致でございますが、市政報告でも申し上げましたが、本年の6月11日に施行された企業立地促進法は、地域の強みと特性を踏まえた個性ある地域産業の形成と活性化を目指した取り組みを支援し、格差社会を是正しようという国の目玉となる施策でございます。そうしたこの特色は、各種の優遇措置もさることながら、施策の実施推進主体を広域的な地域に置いたことだろうと思います。これは、特性を持った地域が広域的連携をしながら、その地域の特有の強みを生かした広域的な企業集積を推進するものでございます。

このようなことから、法律の適用を受けるべき市町村については、先ほど伊藤議員からお話が合った6市1町でございますが、県内でも電子部品産業や輸送機関連産業が多く集積する強みを、特性を生かして、この秋田県電子・輸送機関連地域産業活性化協議会を立ち上げたところでございます。新聞でも報道されておりますので御承知かと思いますが、この協議会が策定した基本計画、これが7月30日に国から同意を受けたところでございます。

今後、各市の意向を調整しつつ、同協議会による事業の推進が図られることになりまされども、本市としても、この法律による各種支援策の具体的な活用について、同協議会において積極的に要望をしまいたいと思います。

企業誘致の現状でございますが、残念ながら今のところ新たな企業立地には至っていないのが現状でございます。私も各種情報を収集しながら企業訪問したり、知事が主催する企業誘致推進協議会などで、大阪、あるいは東京あたりで、企業の皆さんと接触しているいろいろ情報交換をするわけでございますが、やはりいろいろ聞いてみますと、全国で企業誘致が激化する中で、「じゃ、にかほ市に行った場合、我々が要求できるような人材が確保できるのか」ということもまず一つ大きな課題であります。優遇措置もございませけれども、私たちが希望する人材を確保することができるのかということが、やはり大きな課題として浮かび上がってまいります。

このにかほ市、TDKを中心として企業が集積されておりますので、どうかという話をよくされますけれども、これも御承知のように、ことしの春、高校を卒業したにかほ市内の子弟が91人ございました。これは91人というのは就職を希望した生徒が91人ございました。全体の卒業者の35%です。あとはやはり高学歴社会を反映して、大学、専門学校、そうした形で進学していくわけでございますが、なかなか進学して都会に出ていくと、あこがれもあるでしょうし、なかなか戻ってこないというのも現状でございます。それから、就職された91人の中で、にかほ市内に就職したのは42%の38人でございます。ですから、やはり都会へのあこがれもあるでしょうし、あるいは職種を選ばなければ、このにかほ市でも新卒の場合は結構職はあります。ありますけれども、やはり自分が希望するような職種がないということで、どうしても都会のほうに出ていっているのが現状でございます。

そうしたことで、御承知のようにTDK - MCC、本荘のほうに新しい工場を今、建設しております。それから、既存のかほ市内の製造業、大変頑張っています。そういうことで、これまでにないほど、今、雇用情勢がすごくよくなっております。特に高校生。しかしながら、ある程度年代の行った、年を召された方々には依然として雇用情勢は厳しい情勢でございますので、今回認可を受けました電子・輸送機関連の集積を目指す区域としてのことをてこにしながら、一層私も企業誘致に頑張りたいというのが今の心境でございます。

ただ、先ほども申し上げましたけれども、今、地元の企業、大変頑張っています。大変頑張っている中で、TDKさん、あるいはTDK - MCCさんを主体にして、これまでにないほど今、募集をかけるというふうなお話も企業訪問の中で伺っておりますので、そうした企業が、「じゃ、私たちが必要とする人材を確保できるのか」というふうな心配も各企業からございました。そうしたことを踏まえたと、企業誘致においても、果たして企業が希望するような人材をここで確保することができるのかということもこれからの課題でございますけれども、一層皆さんからも協力をいただきながら活動をしてまいりたいというふうに思っているところでございます。

他の質問等については担当の部課長から、あるいは教育長がお答えしますので、よろしくお願いたします。

議長（竹内睦夫君） 答弁、教育長。

【教育長（三浦博君）登壇】

教育長（三浦博君） 私からは、教員採用の御質問についてお答えをさせていただきたいと思っております。

確かに、平成22年度の採用者から30歳を過ぎると受験さえできなくなるということは、我々としても何とかならないものかなというふうに思っております。ことしの3月に出了された創生プログラムに関する協議会の、これは意見書というんでしょうか、それでも、この30代の採用のことについて、県のほうへ、もう少しよい策はないものかももう一度考えていただきたいというふうなことを提言しているようでございまして、そのようなこともぜひ県のほうで受けとめていただければいいというふうに感じているところであります。

市独自の費用で常勤の教職員の採用を進めていくということは、確かに、地域の実態とかニーズに合った教職員の採用ができるという面もあると思います。ただ、財源の問題とか、人事配置における県とか通常の移動範囲の市町村との調整とか、あるいは一つの学校に任命権者の異なる教職員が混在するということが、学校運営上に多少問題が出てくるのかなと。特に人事にかかわるような問題、複雑な問題も出てくるのかななどと思ったりもしておりますけれども、もう少しこういう独自採用の面については制度上の整理をしていただきたいものだなというふうに思っておりますし、やはりもう少し財源の問題とか、そういうところを、市町村の余り大きな負担にならないような制度になれば、採用をしやすくなる環境になってくるのかなというふうな思いはあります。

権限移譲など分権改革ということについても、教育委員会関係でも国のほうでさまざまな議論が行われておりますけれども、まだきちんとしたものが出てきていないというふうな現状です。そういうことで、今の県費の負担での教職員の制度上の中で市が独自に職員を採用してやると、これを

積極的に進めるということには、まだ私はちょっと難しいかなという思いであります。今の県の制度であります 30 人程度学級の実施とか、指導方法の改善によるいろいろな先生方の加配を受けていますので、今のところ当面は本市もそのような形に沿って教育活動を進めていきたいというふう

に思っておるところであります。

議長（竹内睦夫君） 答弁、産業部長。

産業部長（岩井敏一君） 秋田県電子・輸送機関連地域産業活性化協議会に関係する優遇措置と県のサポート体制でありますけれども、この企業立地促進法に基づいてこの地域で指定されている業種は、電子部品・電子デバイス関連産業としては、この電子デバイス製造業を初め、プラスチック製品製造業、非金属・金属製品製造業、これら関係業種でありますけれども、12 の業種が指定されております。また、輸送機関連産業では、同じく電子デバイス製造業のほうと指定業種が重複する業種がほとんどでありますけれども、10 業種ほどが指定されております。これらの業種をこの 6 市 1 町の中で事業を展開する場合、県から事業者が策定する企業立地計画等の承認を受けることにより、国の優遇措置を受けることができることとなります。

その優遇措置でありますけれども、国からすべての対象要件等が示されていないのが現状であります。現在うちのほうで知っているところの範囲内での説明になりますけれども、企業においては、取得した建物等が 5 億円以上の場合、また、機械装置については、1 基の取得額が 1,000 万円以上で総投資額が 3 億円以上である場合には、課税の特例として通常の減価償却とは別枠で、建物が 15%、設備で 8%の特別償却を受けることができます。また、信用保険の特例としまして、借入限度額の別枠化により、限度額 2 億円が、プラス 2 億円の 4 億円に引き上げられることとなります。

また、自治体に対する交付税措置でありますけれども、立地企業が行う家屋減価償却資産、土地の取得の合計額が、製造業で 5 億円、その他で 3 億円でありますけれども、これらを超える場合、その自治体が固定資産税の課税免除の不均一課税を行った場合には、その 75%相当を普通交付税で 3 年間補てんされるとされております。また、事業者の誘致に伴う地方税収の一定割合相当額を特別交付税で交付されるとしておりますが、新聞報道では、固定資産税増収分の 5%となっておりますけれども、対象要件等については現在調整中とされております。

次に、規制緩和措置としまして、区域内では工場立地法による緑地制限を市へ移譲することにより、工場敷地を広くすることが可能となりますし、農地転用手続の迅速化について適切な配慮がされるよう法律で規定するとしています。このほか、施設整備費の補助、それとかソフト補助事業などがあります。今後、秋田県電子・輸送機関連地域産業活性化協議会では、国が同意した基本計画に基づき、各市町の意向を調整しつつ、同協議会の事業の推進が図られることとなりますが、当市も各種支援策の具体的活用について、必要とされる支援策を積極的に要望してまいりたいと考えております。

県からのサポート体制であります。県は同協議会の監事としてその一翼を担っておりますので、今後、負担割合を初めとし、県が果たすべき役割については協議会で具体化されていくことになろうかと思っております。

議長（竹内睦夫君） 9番伊藤知議員。

9番（伊藤知君） 最初に、埋立地に関してなんですが、金額的には私の生活関連からいくと少ないとは思っていないわけですが、市の財政規模からいくと少ないという形になると思いますが、交付税としてもらえるものをやはりしっかり登記をしてもらいたいと思います。いろいろな形で、合併してから市民に負担がかかっているというのがどんどん聞こえてきているわけで、そういう形の中で、交付税でしてもらえるものを登記しないで捨ててあるというような形になりますので、そこら辺はしっかりと、これだけでなくもしかするとまだあるかもしれないと。交付税が違うところでもっともらえる交付税があるかもしれないという目を持って行政の運営に当たっていただきたいし、登記は直ちに手続を開始してもらいたいと思います。

それで、今の埋立地に関してなんですが、旧金浦町時代にも今後の活用方法というのを質問した方がおりました。そのときに、当時の町長が、漁具置き場、あるいは網の整備する広場にしたいというような答弁をしているようですが、あるいは私の考えとしては、公園、海岸公園にするともた交付金の算定金額が変わるわけですし、そこら辺、今の赤石区域に関しては非常に公園に適している地域だと思いますから、そこら辺を、漁具置き場だけではなくて、海岸公園とすることによってまた交付金がふえるというような形の考えを示していただいて、やっぱり交付金をもらえるものはいっぱいもらって、市民のために役に立てようという形を持っていただきたいと思いますので、この埋立地に関してはその要望だけで終わりますが、企業誘致に関して、市長から人材の確保は難しいと、いろいろ頑張っているけれども難しいんだという話がありましたが、秋田県として企業誘致のこの指定を受けた時点で、県としては設備の補助金、最大20億円ということで、それから設備のリース補助金、最大10億円と。それから融資が年利で1.8%、最大で10億円。それから分譲価格の引き下げ、必要賃貸分に分譲貸付制度と、いろいろな優遇措置をとっているようですが、にかほ市として企業を呼ぶためにどのような優遇措置を考えておられるでしょうか。

議長（竹内睦夫君） 答弁、市長。

市長（横山忠長君） まず、埋め立てのことから若干お話をさせていただきますが、これは先ほど申し上げましたように、登記手続、そういうものについてはこれから迅速に進めてまいりたいと思いますが、議員がおっしゃる土砂処理場のことだと思いますが、私もあそこを何回か冬期間もあの道路を通ってみましたけれども、冬期間すごく厳しい条件のところだなというふうに見てまいりました。その周辺にも公園はたくさんあります。ですから、確かに公園として整備することによって基準財政需要額は上がっていくかもしれませんが、ないのであれば別ですが、周りに公園が幾つもありますから、果たしてそこを公園として整備したほうがよいのか。若干の公園に対する基準財政需要額が算入ふえても、それにかかる維持管理がふえていけばまた大変なことになりますからね。このあたりも含めて、どういう利活用方法がよいのか検討をさせていただきたいと思います。

それから、企業誘致でございますけれども、確かに、人材の確保は、私が難しいというのではなくて、できるかというのが企業側のサイドの考え方です。ですので、先ほど申し上げましたように、企業誘致については重要な課題であるところからも取り組んでいきますけれども、今、一生懸命既

存の企業、頑張っています。今、新しく工場を建てるところもございます。あるいは設備投資するところもございます。それに伴ってやはり雇用もふえてくるわけです。ですから、こうした方々、こうした企業を行政として支援できるものは支援していきたいと、これもやはり重要な私は課題だと思っております。そういうことで、企業回りの訪問の段階でも、できればこうしたことをしてほしい、ああしたことをしてほしいということで御要望がございますので、こうしたことも既存企業の振興のために行政としては精いっぱい頑張りたいと、そのように考えております。

議長（竹内睦夫君） 9番伊藤知議員。

9番（伊藤知君） では、新規の企業に関しては特別な融資制度はまだ考えていないと。

議長（竹内睦夫君） 答弁、市長。

市長（横山忠長君） 新しい支援というのは現在のところは考えておりません。今あるのは固定資産税の設備投資額に対する固定資産の減免、これは後で担当部長から答えてもらいますけれども、そういう減免制度しか今の段階ではございません。

議長（竹内睦夫君） 答弁、森商工課長。

商工課長（森孝良君） 企業に対しての現在の優遇措置ということでございまして、今現在ではにかほ市の工場誘致条例というものがございまして。この中では、市内に工場等を新設または既存工場を拡張するものに対しての便宜の供与または奨励措置というふうになっております。便宜の供与なんですけれども、これについては工場を設置する者に対してのさまざまの市としての支援策。例えば、さまざま、この書類の作成、それから工場用地の取得、その他工場の設置に必要な事項につき援助・協力することができるとあります。

奨励措置なんですけれども、先ほど市長が申し上げたとおり、固定資産税の減免措置がございます。ですから、3年間、市としましては、例えば新たに企業といたしますか、新規に来た場合、その取得価格が1,000万円を超えて、なおかつ5人を超える雇用があった場合は固定資産税を3年間減免しましょうと。そのほかに既存工場の増設でございますけれども、この取得価格が500万円を超えた場合、これについても3年間の固定資産税の減免という措置を考えております。

議長（竹内睦夫君） 9番伊藤知議員。

9番（伊藤知君） ありがとうございます。

じゃ、次に、市採用の教師についてでございます。教育長のほうから、財政の問題があるというような話がありました。昨年度も当市では使っていると思うんですが、頑張る地方応援プログラムという形にも市採用の教職員に関しては対応になるという形で、いろんな地域が今、市採用の教師というのを採用しているようでございます。

話の中にありました県で採用する人間と市で採用する人間との採用区分がちょっとややこしくなるんじゃないかという話もありましたが、それも実際に起こり得ていることだと思いますが、実際に、その市の採用の教師が欲しいというのは、私が言っているのは、一般質問の中には入っていませんでしたけれども、少人数学級、30人学級をするためには、今の現状でいくと教師の数が足りなくなるはずなんです。ところが、秋田県ではその教師の採用を見送ると、30歳以上を見送ると。そうすると、今まで講師で一生懸命やっていた、経験豊かな即戦力の先生の採用の道がなくな

ると。そういったときに、その少人数学級をPTA、あるいは国民の中からは26~27年も前から署名運動をして、国に3億4,000万人の署名を出しているわけですが、いまだにその30人学級が実施されていないのが現状です。それを豊かなこのにかほ市の将来を考えた場合に、小学生、あるいは中学生をしっかりと教育することによって未来のにかほ市があると思うんですが、そうした場合に、どこよりも早く30人学級を取り入れると。そうした場合に足りない教師を市の採用として教師を採用すると。そのときに財政難であればその頑張る応援プログラムで対応するというような考えができないのでしょうか。ただ財政が大変だからできないというのではなくて、そういういろんな補助金制度を活用することによって、子供たちの教育の向上が図られるという考え方はできないのでしょうか。

ちょっとそこら辺も含めて、また、その秋田県でやっていることをうちのほうではできないというのもあると思うんですけども、やはりその即戦力になる人間が地方に行ってしまうと。北海道、あるいは神奈川県の方では教師が非常に不足しているという状況から、多分30歳以上で、もう試験を受けられる対象外になった場合に、地方のほうに県内から流出教師というのめかなりいるのではないかなと、そのような危惧は教育長はどう考えていらっしゃるのでしょうか。

議長（竹内睦夫君） 答弁、教育長。

教育長（三浦博君） 先ほども申しましたように、やはり大変好ましい状況ではないなと思っています。そのために、県でも何とか考えをもう少し、大変その問題については意見も多いみたいです、県のほうにも。いつだったか、県の教育長会議のときも、もう少し検討してみたいという教育長の話もあったような記憶がありますので、一縷の望みをそれに託しているような状況なんですけれども、人1人を雇うときに、やはりその雇って地元の学校に配置さえしていればいいということでもありませんし、いろいろなその個人の資質向上のためにも研修なども行っていかなければなりませんし、やはり同じ市の学校をぐるぐる回すということよりも、私は、近隣の市町村との共同で人事の交流ということもやはり採用から退職までの間には必要なことではないかなと。そういうふうないろんな、ただ採用して、採用の枠がなくなるからそういう人を独自の財源で採用して、30人学級なら30人学級を維持していくということも、今の教育状況から見ると必要なことだと思いますけれども、その採用する人をどういうふうに育てていくかということも市としても大変大事なことでありますし、それを一つの市でやるというのは大変これは至難の業なところもあります。

結局、そういう人材をある程度広域の範囲で共同して育てていくというようなシステムづくりもやっぱり必要になってくるのではないかなと。そういう面から見れば、今のところまだちょっと積極的に採用に向かうという気持ちには私はなかなかないです。財源の問題もそうなんですけれども、それも含めて、その採用した人材をどのように退職までにかかって。本当はいろんな校務を経験してもらって、将来は管理職までなってもらいたいというふうな感じのことでいくと、やはりもうちょっときちとした制度というか、我々の方針ももちろんですけども、市としての考え方もまだ私自身が持てないというか、そういうことでなかなか踏み切れないというのが私の気持ちです。

議長（竹内睦夫君） これで9番伊藤知議員の一般質問を終わります。



所用のため 50 分まで休憩します。

午後 2 時 33 分 休 憩

午後 2 時 50 分 再 開

議長（竹内睦夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、16 番竹内賢議員の一般質問を許します。16 番竹内賢議員。

【16 番（竹内賢君）登壇】

16 番（竹内賢君） それでは、質問させていただきます。

今、にかほ市は、地域防災計画を作成中です。2004 年の新潟中越地震、そして先ごろは中越沖地震が起きました。当市では 1999 年に震度 5 弱の象潟沖地震が起こったことが記憶にあるところです。2004 年 8 月 20 日の台風 15 号は、秋田県を直撃し、最大風速 41.1 メートルを記録し、ライフラインが大打撃を受け、当市の海岸部では高潮による被害と稲作に大きな被害が出ております。つい最近の 8 月 21 日と 22 日の集中豪雨についても、市民は水の恐ろしさを感じました。

一方、鳥海山の噴火は 1974 年ですから、かなり前の記憶になります。「災害は忘れたころにやってくる」という格言があります。この言葉は私たちに、防災の基本原則は自分の身は自分で守ることだと教えてくれていますし、また、行政には、地域内の災害に対する弱点を掌握し、計画的な対策を築き上げていく努力と責任があることを示唆していることだと思えます。

地域住民は行政などから啓発を受け、平常から身近な家庭や地域で、いざというときを想像し、そして身を守る心構えと対策をつくっていくことが大切だと考えます。

あえてこの質問の項目について、「災害に強い」、普通だったら「まちづくりについて」とか、「地域づくりについて」というふうになるんですが、私は「人」を入れました。「災害に強い人とまちづくり」ということになっていきます。そこに私の質問の意味があると思えます。

平成 9 年ですけれども、秋田県の地震被害想定調査報告書が出されております。私の手元にある資料の中ではこれが一番新しいので、この中で、さきに亡くなりましたけれども、秋田大学の清水浩志朗先生が、「地震文化の伝承を尊重し、常に自主防災を心がけて、自分の身は自分で守るという覚悟を原則にしてほしい」というふうにして言っています。さらに、「防災関係機関での訓練は年に数回実施すればよいということではなしに、日ごろから心がけて実施してほしい」とも言っています。

そして、これは同じ秋田大学の川上洵先生ですか、「地震による被害は避けることができるもの  
— これは人災 — と、避けることのできないものがあるが、前者を最小限にとどめる必要がある。そのためには、県民一人一人が、常日ごろ、火の始末・危険箇所・建物・ブロック塀・看板等の点検と補強、家具・貴重品・引火物等の転倒・落下防止策、避難場所・経路の確認、非常用品持ち出し品の用意など心がけておく」と言っております。このことが、私は、言うところの災害に強い人になるために、やっぱり一人一人がどう想像して、その災害に強くなっていくか、そ

うことだと思えます。

そこでお伺いしますが、1 つ目は、中越沖地震で指摘されていた問題点、住宅の耐震化や災害時要援護者対策、あるいは古いガス管や水道管等について、今回作成中の地域防災計画では、具体的な対策を検討されたことと思えます。これらの点も含めて、今回の防災計画作成で特徴的に強調しようとしている点はどこにあるのか、伺いたいと思えます。

2 つ目は、秋田県の地域防災計画も 19 年度末までに見直すというふうに言っております。秋田県の最新の地震被害想定というのはどういうふうになっているのか。その中で、にかほ市はどのような数値になっているのか。

私が持っている平成 9 年 3 月の「秋田県地震被害想定調査報告書」によりますと、これは全県 24 市町村を対象になっていますが、その中では唯一象潟だけがなっています。これは、この地震被害想定をするに当たってのいろんな条件がありまして、例えば、急傾斜地の問題、あるいは土地造成が 10 ヘクタール以上とか、それから、ライフラインが上水道とか下水道とか、そういう条件を当てはめて、当時は象潟町だけが当てはめられているんですが、その中でいいますと、例えば人的被害を見ますと、秋田沖で発生懸念されているマグニチュード 7.7 の地震の場合、人的被害で死亡者が 19 人、重傷者が 48 人、軽傷者が 919 人。そして、被災者が 2,337 人、避難者が 4,656 人というふうに出されています。そういうことが結局啓発をされて、そして想像して、みずからの身を守るという、こういう行動。それから、行政は何をしなければならぬか、こういうことだと私は思うんです。

そこで、3 つ目は、防災計画がつくられた後、その計画が市民と共有され、身についたものにするための啓発行動というか、そういうものについてどういう考え方をしているのか。

4 つ目は、耐震の対策がされていない住宅、いわゆる 1981 年の昭和 56 年以前の住宅の状況がどうなっているのか。あるいは決められた鉄筋の太さとか、あるいは数とか、そういうのでブロック塀について、今回の防災計画をつくるに当たって把握をされているのかどうか。

それから、5 つ目は、自主防災組織の組織状況です。これは 88 組織というふうになっていますが、活動実態がどのようになっているのか。また、活動にかなりの差があるようです。活動を学び合う場、こういうものが必要じゃないかというふうに思っていますので、この提案についてどのようにお考えになっていますか、伺います。

6 つ目は、学校の防災対策についてです。今、いわゆる教育機関における学校の防災教育の必要性が求められているというふうに言えます。東京都の足立区のある小学校の例が出ていますが、これは後ほどあれですけども、1 年に何回も、それこそ定期的じゃなくて、子供たちに、「地震が来る」ということで、どういう対応をとるかということが素早くとれるような教育がされている、訓練がされているという、そういうものがずっと出ています。したがって、我がにかほ市では、1 つは、学校の耐震状況がどうなのか。それから、各学校の防災避難訓練の実施状況について、独自にやられているのかどうか、伺いたいと思えます。

それから、大きな問題の 2 つ目です。にかほ市の共通商品券が発行されております。これは、市は、予算案を見ますと、商工会運営補助金としては 1,100 万円、商工会共通商品券補助金が 300 万

円、サービス店会支援補助金として20万円、商工会部会連携販売推進事業費補助金として50万円、これらのことを助成しております。いわゆる市内の商店の販売力促進と振興を図るために支援しているわけです。これは市民生活にも大きな影響がある市内の商店の皆さんを応援することによって、そしてお互いに助け合うこと、こういうことだと思います。車社会の中で郊外型大型店に買い物客が流出する中で、あるいはネット販売とか通信販売も盛んになっております。見方を変えれば、身近な商店の果たす役割も高齢化する社会では大きなものがありますし、また、子供たちに身近な地域でお金の問題とか、あるいは地域の商店のあり方とかを覚えてもらうためにも有用な存在が商店街だと思います。地域のイベントでの活躍も、活気あるまちづくりに欠かせない役目を担っているのも商店街の皆さんだと思います。

そういう中で、市として共通商品券に援助をしているわけですが、市民と商店を結ぶ大きな意味を持っていると思うんです、この共通商品券が。ところが、ある一部だと思うんですが、大売り出しの時期だから商品券は使えませんとか、あるいはお酒を買う場合は利用できないと断られている実態があるわけです。にかほ市商工会の宣伝、これが商品券の各家庭に配られているものなんですが、そういう条件は一つもついていないわけですよ。このような状態、市の補助金交付の要綱というか、どういう要件が決められてこの共通商品券についての補助がされているのか、伺いたいと思います。

議長（竹内睦夫君） 答弁、市長。

【市長（横山忠長君）登壇】

市長（横山忠長君） それでは、お答えいたします。

初めに、災害に強い人とまちづくりについてであります。

御指摘のように、行政の役割としてはさまざまな災害に対応した啓発活動、これが最も重要ではなかろうかというふうに思っております。

1つ目の地域防災計画策定中の特徴ということでございますけれども、御存じのとおり、秋田県地域防災計画の修正を平成19年度中、今年度中に行います。今、この修正との整合性を図りながら、にかほ市の特徴をとらえた計画にしていくための作業を進めているところでございます。

やはり特徴の第一として挙げられるのは、津波対策でございます。人口が集中している沿岸部は、避難するにも近くに高台がない地域が多くございます。これからの課題として一時避難場所の確保が大きな課題と言えます。この対策として、津波避難ビル等の整備指定、津波ハザードマップの整備を計画に盛り込んでおります。この点については既にTDK独身寮、松風寮になりますけれども、一時避難場所として指定し、TDKさんと協定を締結しているところでございます。

そこで、9月1日に行われました臨海地区の町内会では、実際にこのTDKの独身寮を津波の避難場所という形の中で避難訓練を実施しているところでございまして、今後、この訓練の検証などを踏まえながら、補正予算に計上しておりますが、看板の設置などTDKと連携しながら、避難場所としての整備をさらに進めてまいりたいと、そのように考えているところでございます。そしてまた、このような避難場所の確保を、民有地の高台、こうしたことも視野に入れながら今後さらに検討を進めてまいりたいと思います。

2 つ目でございますが、土砂災害警戒情報、これが今、活用できるようになっております。8 月 31 日から本格運用しておりますが、さきの 8 月 21 日、22 日の集中豪雨には、試行ながら運用をして、そしてにかほ市と由利本荘市に土砂災害警報が発令されたところでございます。この土砂災害警戒情報について簡単に御説明しますと、秋田地方気象台と秋田県建設交通部河川砂防課が共同で発表するものでございますが、大雨警報の後に発表されます。最近は局地的な降雨が多く、これによる土砂災害を防ぐためには、精密な実況雨量を把握する必要がありますので、アメダスの観測データに加え、秋田県建設交通部がっております、きめ細かな雨量情報を活用して、基準値を上回った場合は、この警報が発令されることになっております。この情報をもとに、避難勧告の発令や自主避難の判断に役立てることができると思われまふ。このことについては 8 月 15 日の市の広報でも記載したところでございます。以上が主な代表的な特徴でございます。

2 つ目の秋田県の最新の地震被害想定で、にかほ市の数値はどうなっているかという御質問でございます。想定地震は、県の被害想定委員会が定めた 5 つの地震のうち、秋田県沖地震をもとにした地震 A というのが最も揺れが大きく、海岸部では震度 6 強、震度 6 弱の地域は広範囲になると想定されております。この想定による被害は、木造の建物の大破が 2,232 棟、死者数は 36 人、重傷者は 91 人、避難者が 8,837 人などと想定しているところでございます。

また、津波シミュレーション計算結果によりますと、にかほ市の海岸部はすべて津波浸水危険度 A ランク、一番高い A ランクに位置されておまして、護岸よりも津波の高さが高くなると、市街地や住宅地まで浸水被害が生じるおそれがあると、そのように想定をされているところでございます。

3 つ目の防災計画策定後の市民との共有、啓発についてでございますが、これは先ほども少し触れましたけれども、今、検討されております地域防災計画が完了した段階で、製本したものを市内町内会に 1 冊ずつ配布し、そしてわかりやすくまとめたダイジェスト版、これを全戸に配布したいと思っております。また、だれでも全体の計画が閲覧できるように、ホームページ、あるいは庁内のホール等に閲覧できるような形にしたいと思っております。この製本配布は、今、まだ防災計画の防災会議がまだ開催中でございますけれども、完成した段階には、年度内にはこうした形で配布してまいりたいと、そのように考えているところでございます。

4 つ目の地震対策されていない住宅やブロック塀を把握しているかという御質問でございます。残念ながら、にかほ市全体としての把握はされておりません。耐震基準を満たしていない住宅の数は相当数あると思われまふので、建築年度と耐震基準の見直しの年度から固定資産税などを活用して件数を把握することは可能だと思われまふが、やはり自分の家屋の状態がどうであるのかということは、所有者自身が確認をすることが、大変これからの災害に対する対応を考えた場合も、私は必要ではないかなというふうに思っております。今回残念ながら、すぐに配布してございましたけれども、国土交通省住宅局が監修した「誰でもできるわが家の耐震診断」という冊子を配布されておりますが、こうしたことを活用しながら再度町内会や自主防災組織と連携を図りながら情報を把握して、そして今後の対策の参考にしていきたいと、そのように考えているところでございます。

また、ブロック塀についても、同様に、町内会などと連携を図りながら検証して、その結果に基

づいて危険と判断されたものについては、市が直接指導するという措置を講ずることも防災に役立てる一つの方法ではないかと思っておりますので、こうしたこともさらに検討してまいりたいと思っております。

次に、5 つ目の自主防災組織の状況と活動実態及びお互いの活動を学び合う場を開く考えはないかとの御質問でございますが、にかほ市内の集落数、行政区 102 ございます。これに対して、102 あるのに対して、自主防災組織が組織されているのは 88 組織でございます。率としては 86.3%。これには仁賀保地区のにかほハイツとさくら団地は含まれておりません。

活動の状態についてかなりの差があるという御指摘でございますが、災害が起こってから行動するのでは遅いということを行行政も含めて、ふだんの準備や訓練が大切だと認識しておりますので、これからも引き続きいろんな面で活動して、あるいは指導していかねばならないと、そのように考えているところでございます。

そこで、組織の活動を学び合う機会といたしまして、旧町ごとの連絡協議会がございますので、この協議会を利用した勉強会を開くなどは、これからの検討課題として、開催に向けて連絡協議会等とお話を進めさせていただきたいと思っております。

学校関係については、教育長がお答えいたします。

次に、共通商品券についてでございますが、商工会の共通商品券事業には、地域の商店街活性化に向けた施策の 1 つとして、市として 300 万円の補助金を交付しているところでございます。これは地元商店における購買の確保をより効果的にする目的で、顧客に有利なプレミアムつきの商品券事業として実施しているものでございますが、プレミアム券相当額 300 万円、販売額にして 3,000 万円という形の助成でございます。また、補助事業の趣旨からも、大型店は商品券事業の加盟店からは外してもらうということ補助金交付の条件にしているところでございます。

商品券事業の運用に当たっては、実施主体であるにかほ市商工会が事務局となりまして、商業者と行政で構成するにかほ市共通商品券事業運営委員会が設置されておりまして、この中でにかほ市共通商品券取扱規定に基づき、より効果的な運営や販売について協議が行われているところでございます。行政からも補助事業の趣旨に沿った効果的な運用について協議をお願いしているところでございます。

御指摘の事例でございますが、商工会に確認をしましたところ、酒類販売における苦情が 1 件あったようでございます。これは商品券事業の加盟店である雑貨部門の店と、非加盟の酒類の部門の店が同一店舗であり、レジも同じであったことから、「酒類の販売は非加盟店なので商品券は使えません」ということの店員の説明を「酒には使えない」というふうに誤解されてしまったのではないかと、そのように考えているところでございます。商工会では、加盟店を表示するステッカーの張り方などについても、誤解を招かないよう指導したということでございます。

また、売り出しには使えないという商店でございますが、商工会には、現在、苦情や問い合わせ等は寄せられていないということでございます。これに対しては、商工会では、商品券による売上からは 2%の手数料を差し引いて精算しているわけでございますが、大売り出しではやっぱりそれぞれの商店が目いっぱい割引をしているところに、この手数料 2%を上乗せすることを敬遠してい

るのではないかなというふうに思います。しかしながら、これについても商品券記載額を現金同様に扱うとする商品券事業の取扱規定に反することになりますので、事業の趣旨に対する理解が得られるよう、商工会から個々に指導を、これからお願いしてまいりたいと思っているところでございます。

いずれにしましても、地場商店においては、商品券事業の実施や普及活動を通じて、商店街の活性化に向けた機運、あるいは醸成を図ろうとしているものでございますので、こうした事業の趣旨にのっとり活動していただきたいな、そのように期待をしているところでございます。

なお、商工会と連絡しながら、こうした商品券活動、地道な活動についてはこれからも継続してまいりたいと、そのように考えているところでございます。

議長（竹内睦夫君） 答弁、教育長。

【教育長（三浦博君）登壇】

教育長（三浦博君） 私のほうから学校防災対策に関する御質問にお答えいたします。

まず、耐震調査の結果についてでありますけれども、市内の小・中学校 11 校中、昭和 56 年の新耐震基準で建設されている学校は、現在、建設中の象潟中を含めると 4 校になります。それから、耐震補強済みが 3 校です。残り 4 つの学校ということになりますけれども、その学校についても、簡易調査の優先度調査を含め、耐震調査はすべて実施済みとなっております。

その調査結果として、まず、院内小学校は、建設から 40 年を経過して老朽化が見られるために、詳細な耐震診断もしくは耐力度調査を行うことにしております。象潟小学校北校舎と小体育館は補強が必要だと診断されておりますので、近いうち補強工事の工法の検討をしていきたいと考えております。次に、平沢小学校は、校舎は問題ないんですが、体育館の鉄骨のさびが目立ってきているということで、さびどめ対策などを計画したいと考えております。それから、4 つ目、仁賀保中学校は、平成 13 年度に耐力度調査を実施しておりますが、点数が低い値の棟もありまして、現在、改築計画を進めているところであります。そのほかについては特に問題なしという結果を得ておりますので、今後とも適切な維持管理を行ってまいりたいと思っております。

次に、学校の防災訓練についてでありますけれども、にかほ市内のすべての学校で避難訓練を実施しております。内容としては、地震を想定したもの、火災を想定したものが主なものになっておりますけれども、最近では不審者の侵入を想定した避難訓練も実施されるようになっております。各学校には防災計画や安全管理計画がきちんと整備されておまして、避難訓練もその計画に沿って行われているということです。避難経路や報告の仕方、教師一人一人の役割などが決められておまして、その確認を兼ねての訓練が実施されているということです。また、消防署や警察署との連携も確立しておりますので、避難の仕方や日常の心構えなどを避難訓練の際に指導していただいているというところが現状でございます。

議長（竹内睦夫君） 16 番竹内賢議員。

16 番（竹内賢君） 今の答弁、それはそれでいいんですけども、私も自分のうちにある、いろんな町時代からの防災のいわゆる啓発の情報を 1 ヶ所に置いているので見てみました。あるいは、この間、防災訓練の際にいただきました家庭における、いわゆる自分のうちの点検ですね。10

点満点でどのくらいになるか。これもうちを調べてみました。我が家の耐震診断というのを出示してみました。

こういうふうにして集めていても、このくらいあるんですよ、各家庭にずっと。十何年も前からのもやつも全部入れてですけども。これをどういうふうにして活用していくのか。これは、今、新しい防災計画を立てて、先ほどの答弁ですと、ダイジェスト版とか、あるいは町内会に1冊とか、ホームページに出していますとかというふうに言われますけれども、あとは、じゃ、地域防災のほうでやってくださいよ、と。これでいいのかどうかですね。その辺がやっぱり課題だと思うんです。

ですから、例えば、西目で、前に演劇団が、地震が — 西目で津波が来て、そして稲わらを焼いてという、これはいろんな民話にもあるわけですけども、あれを演じたことがありました。それでも、私も感銘も受けましたけれども、具体的に目に見えるような形でそれが市民の皆さんに訴えて、そして想像をするというような、そういうものが何とかできないものかと。それに対して市が後ろから応援をしていくと。そういうことがなければ、やっぱり自分のものとしては考えられないのではないかと。

というのは、この間、9月1日の避難訓練。土曜日とあって、今までにない、恐らく倍くらい集まったんじゃないかと。5,200人というふうな報告がありましたから。我がほうも見ていますけれども、そのとき集まっても、やっぱり割と年配者なんですよ。若い人は来ません。まあ若い人は身が軽いですから逃げるの早いと言えればそれまでですけども。

それから、もう一つ、特徴は、非常袋というんですか、避難するときに持ってくる。これ、まず1人もおりませんでした。そして、「ある人」と言ったらだれもいなかったんですよ。そうすると、例えば、いざとなったときに避難をしたというと、市が全部やっぱり、炊き出しから何からやらなければならないと。この辺についてもきちんとして最低3日ぐらいの食糧は用意しておいてくださいというふうに言われるのが常識というふうに言われていますから、その辺についてひとつ、お互いに、自分の身は守ろうやということで、そして、それについてできないところを市がきちんとやっぱりやっていく、計画的にやっていく、そういうことが地域防災計画だと思うんです。

その辺について、もっと — もっとというか、いわゆる非常袋を備えているうちとか。私も見てみたら、これはやっぱり電池がまるっきりついていなかったんですよ。ラジオ用と、それからここにすると、それからここにぶら下げると、電池が切れていました。それをやっぱり備えなければならないとか、あるいは食糧についても、乾パンが来年の1月、それから水が来年の8月と、こういう形でもやっぱり常に点検をしていくと。身の回りに置くと。そういうことでいくというような、そういう身近なところで考えていくような、そういうにかほ市民になってもらいたいと。そういうことも行政の啓発の仕事だと思うんです。

具体的にお聞きしますが、中越沖地震、それから中越地震の際にアスベストの問題が大きく取り上げられております。いわゆるつぶれたり、あるいは壊れたところ。にかほ市内で、一般の民家はわからないと思うんですけども、アスベストの問題が出たときに、市内の一定の建物の中で、民有の場合ですけども、公有はわかりましたから。民有の場合でアスベストを使っているというの

がわかったところがあるのかどうか。あるいは、もう一つは、建築業者、あるいは解体業者の中で対アスベストの解体に当たって一定の講習を受けて対処できるような業者がいるのかどうか、この点について、市として把握しているのか、伺いたいと思います。

それから、もう一つは、10月から緊急地震速報が始まります。これに対してどう対応していくのか。これについて検討がされているとすれば伺いたいと思います。

議長（竹内睦夫君） 答弁、市長。

市長（横山忠長君） 啓発ということですが、災害時にはやはり基本は、それぞれの市民が自分の身は自分で守るというのが一番の基本だろうと思います。ただ、行政として、自主防災組織に全部任せますよという考え方は決して持っておりません。やはり町内会自主防災組織と連携をしながら、いかにしてさまざまな災害に対応していくか、これからもいろんな形で協力関係をつくりながら啓発活動を行ってまいりたいと思います。

ただ、そういう中で、非常袋。言われてみれば、私のうちにもないかもしれません。一時は、どのくらいになるんでしょうね、大分前のときには各家庭にちゃんとやっぱりあったんですけども、災害はいつやってくるかわからないわけですけども、いつの間にかそういう袋もなくなっているのが、私のところでもそういう現状です。ですから、万が一の場合に備えて、そうしたことも含めて、これからの啓発活動を行ってまいりたいと思います。

中越地震でのアスベストの関係、ちょっと私、資料を持っていないので、建設部長あたりがわかれば（理事席に）わかりますか（ちょっとその辺、資料を持っていないので、民間の施設でどのくらいのものがあるのか、ちょっと私、今わかりません。

それから、解体に当たって研修なり、そういう受けた業者がいるかということですが、私の記憶では1社ぐらいはあったと思います。後でお答えしたいと思います。よろしいですか。

議長（竹内睦夫君） 答弁、総務部長。

総務部長（佐藤好文君） 今、御質問にありました緊急地震速報、いよいよ10月からスタートするという事で新聞でも報道されております。この件については、防災会議においても情報として提供されたわけですけども、まだ具体的にどのような対応をするかということについて、現段階においては細かく想定はしておりません。先ほど申し上げましたとおり、今後、自主防災組織との連携を当然図っていかなければなりませんので、その勉強会というふうなものの中で今後の課題として、あるいは防災訓練等の中にも取り入れながら検討してまいりたいと思っています。以上です。

議長（竹内睦夫君） 16番竹内賢議員。

16番（竹内賢君） これは毎日新聞の7月21日の新聞ですが、こう書いているんですよ。「被災建物に倒壊の危険性がある場合は防じん用シートなどの設置が困難」と、こういうふうに書いて、いろんなものが、いわゆる壊れた家とか建物、そういうものが集積所に集まりますよね。その際にアスベストの使用された廃材が混入する危険があると。あるいは被災地で確認されていると、飛散が。こういうふうになっているんですよ。これは想像できると思うんです。そうでしょう。検査はしていないわけですから。さっき聞いた民有地の一定の建物で県が調べたので、にかほ市内に



アスベスト使用が疑われる、あるいはありましたというところが確認されていますか。これ、まず2点。

議長（竹内睦夫君） 竹内賢議員に申し上げますけれども、アスベスト云々については通告書には掲載されておりませんので、執行部のほうにおいても答えられる限度があると思いますので、御承知おきください。

それから、マスコミ等の報道についての云々については、質問の根拠になり得ませんので、よろしくをお願いします。

暫時休憩します。

午後3時35分 休憩

午後3時38分 再開

議長（竹内睦夫君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

先ほどの答弁、健康福祉部長。

健康福祉部長（笹森和雄君） 以前、私が市民部長時代にアスベスト問題が盛んに問題になった時期がございました。そのときに、その当時、秋田県のほうで、正式な名称はちょっと忘れたんですけども、「アスベスト問題連絡協議会」らしき組織ができて、その中で、民間におけるアスベスト使用建物、それから公共施設のアスベスト使用建物、それらを調査した経緯がございました。件数については、私、ちょっと記憶ありませんけれども、県のほうに問い合わせれば、名前は公表できないと思いますけれども、件数につきましては教えてくれると思います。件数については記憶しておりません。

議長（竹内睦夫君） 16番竹内賢議員。

16番（竹内賢君） アスベストというふうに質問書には書いていませんですが、いずれ地域防災計画を建てる際には、いわゆる被害があった際にそういうものをどう処理をするかということは当然やっぱり載っていなければならないと思うことで、その地域防災計画を策定しているので現状についてお聞きしたわけですから。それはまず置きます。

10月からの緊急地震速報、これは、例えば、子供たちに対しても、学校に対してどういう連絡が行くのか、あるいはテレビつけばテレビに入りますね。そういう場合に、あるいは携帯電話に入る場合もあると。そういうことで、それを利用して、10秒後に大きな地震が来ますよと。どういう行動をとればいいんですかということで、子供たちが、あるいは家庭がそれを中心に話し合っ、テーブルの下に潜るとか、あるいは非常袋をすぐ持ってくるとか、そういう行動をとることが緊急地震速報の趣旨だと思うんですよ。これがせっかく出るんですから、これを活用してどう身を守るか、そういうことの、家庭でも、地域でも。じゃ、市がそれに対して防災無線ですか、10秒か15秒のできるかどうかわからないんですけれども、何かをする必要があるのではないかと。そこをやっぱり考えることがこの情報の活用だと思うんですよ。

これも新聞、議長は新聞は情報になりませんが、これはやっぱり大切なあれですよ。足立区の学校ではしょっちゅうやって、この間の中越沖地震の際にもやったら、たまたまPTAのお母さん方、お父さん方もあって、子供たちはぱっと2~3秒で机の下に潜ったが、大人方はうろろうろしたと書いているんですよ。したがって、その辺、訓練と、やっぱり情報の活用、それを市としてどうするか、その辺は当然考えていかなければならないと思いますので、あえて一言、その辺どうですか。

議長（竹内睦夫君） 答弁、総務部長。

総務部長（佐藤好文君） 先ほども申し上げましたとおり、10月1日からスタートする緊急地震速報に対応するために、御指摘のとおり、学校問題については、当然、足立区の状況も報道されていますので、それを参考に対策を講じていくようになりますし、市民を対象としたものについては、自主防災組織等にその情報を提供して訓練等に活用する、あるいは防災訓練等の中で取り入れながらPR等を図って、実施訓練にも取り入れながら、緊急に備えるように対応したいと考えております。以上です。

議長（竹内睦夫君） 答弁、教育長。

教育長（三浦博君） 緊急地震速報の件については、つい最近、国の、ちょっとどの機関から来たのかわかりませんが、裏表カラー刷りの子供向けのパンフレットが市内全児童生徒数来ておまして、それを配布済みです。それに基づいて学校でも子供たちに指導してくれるように指導しております。

議長（竹内睦夫君） 16番竹内賢議員。

16番（竹内賢君） 秋田県が今つくろうとしている、19年度につくると。それから被害想定、先ほど市長から言われました。木造の場合、津波の秋田沖地震、これは想定ですから。その場合に、2,232棟、死者が36人、重傷者が91人、避難者が8,837人、このぐらいの大きな地震を想定して、そして防災計画をつくるわけですね。この場合に、防災計画を、これは難しいと思うんですけども、防災計画をつくっているんな対策をやることによってどれだけ被害想定結果を減ずることができるかということは、それは防災計画をつくる際に話し合いをされているんですか、それが1つです。

それから、これは1804年、文化元年の象潟大地震でも液状化現象というのはやっぱり起きているわけですね。これは象潟町史を見ますと、「大地割れて大底より硫黄臭き砂水涌き上る事上る滝の如し」というふうに記載しているというふうには、古文書に記載していると書いているんです。この場合に、今度は土地造成の関係が出てくるわけですよ。確かに、被害想定の場合は10ヘクタール以上のところというふうには土地造成に当てはめているんですけども、私のほうでも1回、2回、3回と土地造成すると、ずっと10ヘクタール以上になる場所はいっぱいあるわけですね。そういうところに対して、いわゆる造成をする場合に、市としても、ここは危ないよという言い方はおかしいんですけども、どんな指導というか、対策というか、そういうものを造成業者に対して話をしていくというのがあるんですか。

議長（竹内睦夫君） 答弁、市長。

市長（横山忠長君） 防災計画に基づいているいろいろな対策を講じたときに、先ほど申し上げましたような被害想定がどのくらい減額するという形のは想定しておりません。

それから、今までの宅地開発、液状化現象、竹内議員のあたりが一番危ないかもしれませんが、そういうところまで開発行為の段階では、行政としては指導しておりません、今までの経緯として。ですから、それぞれの個人対応になるのかどうか、ちょっとわかりませんが、今までの経緯では液状化現象までも踏まえた宅地造成という形のは行政では指導していないと、私はそう思っております。これまで旧3町では開発行為の形で許可権者にはなって、今、権利上はなっていますけれども、その当時は秋田県が開発行為の許可権者でございましたから、恐らくそういうことはなかった形で開発行為の許可を出しているとは私は思います。

議長（竹内睦夫君） 16番竹内賢議員。

16番（竹内賢君） 建築基準法の第39条に、これは全国で恐らく当てはめてやっているところはなかなかないと思うんですけども、災害危険区域の指定というところがあるわけです。これは、「地方公共団体は、条例で、津波、高潮、出水等による危険の著しい区域を災害危険区域として指定することができる」と。あるいは「災害危険区域内における住居の用に供する建築物の建築の禁止その他建築物の建築に関する制限で災害防止上必要なものは、前項の条例で定める」というふうにありますけれども、これはなかなか難しいと思うんですけども、こういう法律もあるということ念頭に置いて、この後のいろんな行政の執行に当たっていくということは必要ではないかというふうに思うんです。

それから、最後にお聞きしますが、今は答弁要りません。水道とガスの古い管、これは中越地震の際もかなりやっぱりおくれましたね。何十日もかかっているんですよ、ガスとか水道のあれが。あの状況を見ますと。したがって、本市の場合、そういうものについて、こういう検討をしていきますよというのが、今の防災計画についても反映させるような計画があるんですか。

議長（竹内睦夫君） 答弁、総務部長。

総務部長（佐藤好文君） 基本的には防災計画の中においては応急復旧が主体となりますけれども、根本には今お話しされましたとおり、ライフラインが支障を来さないように社会資本の充実を図っていくのは当然でありますし、それについてはガス水道局で今行われている、ガスであれば経年管、水道であれば老朽管の更新について計画的に、継続的に実施しておりますので、その辺の進捗度合い等を見ながら、各市民に対してはこのライフラインの状況についてもお知らせしながら、緊急の場合はどういうところにまだ経年管があるとか、あるいは通常言われている老朽管があるかというのも、当然検討の中に加えていきたいと思っておりますし、いかなければならないと考えているところです。以上です。

【16番（竹内賢君）「終わります」と呼ぶ】

議長（竹内睦夫君） これで16番竹内賢議員の一般質問を終わります。

本日の日程はこれで全部終了しましたので、これで散会します。

午後3時49分 散 会

